

議 事 日 程

平成 2 6 年 第 1 回 浜 中 町 議 会 定 例 会

平 成 2 6 年 3 月 1 1 日 午 前 1 0 時 開 議

| 日 程 | 議 案 番 号 | 議 件 |
|---------|-------------|-------------------------------|
| 日 程 第 1 | | 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 |
| 日 程 第 2 | 議 案 第 1 5 号 | 平 成 2 6 年 度 浜 中 町 一 般 会 計 予 算 |

○議長（波岡玄智君） 本会議に先立ちまして、3年前の本日発生の東日本大震災で物故されました緒霊に対し、1分間の黙祷を捧げ追悼の意を表したいと思います。

ご起立願います。黙祷。

（1分間黙祷）

○議長（波岡玄智君） 黙祷を終わります。

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 議案第15号平成26年度浜中町一般会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第15号第1款総務費の質疑を続けます。

5番成田議員。

○5番（成田良雄君） 2点ほど質問いたします。

初めに49ページ、公の集会施設維持管理に要する経費ですけれども、28町内会がありますけれども、27自治会では集会施設等がありますけれども、その需用費の中で修繕費35万円とありますけれども、これはどういう修繕費なのか。また、管理委託料ですね、各施設備品購入費、これの若干説明を願いたいと思います。

それと57ページのインターネットに要する経費の、町ホームページ更新委託料、これは前日に6番議員からも質問がありまして関連になりますけれども、浜中町のアクセスは年間5万件、隣町の厚岸町は20万件という情報が言われておりましたけれども、

その中でホームページということは、町民のためのホームページになろうかと思えます。やはり使いやすい、そして情報提供、そして諸々の情報を発信する、その他には全国、全世界の方に情報を発信するのがホームページだと思えます。その中で一番大事な町民が使いやすい、そして分かり易い、そういうホームページをしていくのが大事かなと思えます。その中で今まで何回も議会で指摘されまして、町のホームページは本当に素晴らしく変わりました。ただ質問ですけども、その中で1つ暮らしのページの中での届出証明というのがあります。その中で証明書なり用紙をダウンロードできます。これが隣の厚岸からみれば町民に優しくない、難しいとかちょっと時間のかかるダウンロードになるかと思えますけれども、その辺、今現在どのような形でダウンロードできるか。その辺を答弁願いたいと思えます。

以上、お願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

公の集会施設等維持管理に要する経費で、修繕料でございますけども、これは各集会施設等々の修繕料で通常ストーブですとか、あるいは水道の蛇口、あるいは照明器具、配水管、換気扇等々の修理費を計上させていただいております。また委託料というご質問でございますけども、管理委託料につきましては、先の議員さんにもお述べたとおり浜中改善センター、姉別改善センター、漁村センター、茶内コミュニティセンター管理委託料でございまして、浜中改善センターについては年額25万9,200円、姉別改善センターについては、年額で41万4,720円、漁村センターにつきましては、年額で25万9,200円、茶内コミュニティセンターにつきましては、年額で64万8,000円の内訳になっております。

また、備品購入費の関係でございますけども、こちらにつきましても、公の集会施設等々に要する備品購入で主に石油ストーブ、また湯沸かし器等々を予定してございます。この中には奔幌戸ふれあい館のテーブルの入替が含まれております。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 町のホームページの関係でございます。昨日もお話ございましたけれども、アクセス件数については、平成25年の12月末で数字が出ています。今年度7万432件、前年度5万5,000件ですから、1万5,000件くら

いアクセスそのものは増えています。議員からご質問のありました内容で、公の文書のダウンロード等の関係でございますけれども、私、現在、今どれだけのものをダウンロードできるかというのは詳しく承知しておりません。いずれ昨日もお話ししましたけども、今契約している業者との関係が5年契約ということで、今年いっぱいか来年で確か切れる予定となっております。それが過ぎる頃には今のホームページ、議員おっしゃったとおり暮らしのページとかダブった画面がいっぱいあって、どっちを開いても同じようなところに行くというのは余り興味を引かないというか、逆にアクセスしづらいといえますか、そこに向かっていくのにちょっと不便なところがありますので、いずれ近々このホームページ改定に向けて検討させていただきたいと思っていますので、出来るだけ町民の方、あるいは町外の方も利用のしやすいようなホームページの内容に、これから徐々に変更していきたいと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 公の集会施設、管理委託料は昨日やりましたので、勘違いして質問をしました。また備品購入ですけれども、公の集会施設、町内会で利用していますけれども、やはり色々と老朽化している施設もあります。そしてまた、いろんな町内会が備品購入なり修繕改修等を要望されているかと思えます。

今回の予算では、茶内コミュニティセンター、また姉別改善センターが6,700万円を掛けて改修ということでございますけども、我が町内会も雨漏り等もして要望はしております。そういう中で今後、この公の集会施設、新しい施設やら古い施設がありますけれども、いろんな町内会からの要望なり、またどんな状況なのかその辺をちょっと把握してしましたら、答弁をお願いしたいということと、今後、今までのまちづくり懇談会の中でいろいろ要望があったと思えますけれども、この5年間において整備計画なり、また耐震なり一昨年も質問しましたけども、学校の天井の落下ということがありまして、公共施設の耐震調査なり計画を予定しておりましたら、この際、答弁をお願いしたいと思えます。

また、次のホームページでございますけれども、隣町と比べればちょっとですけれども、やはり町民に使いやすい簡単にダウンロード出来るということが望まれております。因みに調べた中で、厚岸は届出証明というバーナーをクリックすると即95種類のダウンロードできます。即95種類の項目が出て、そのダウンロードしたいのをクリックす

れば直ぐに印刷出来るようになります。浜中町は因みに5回ですね。届出証明をクリックすると北海道全町からいくんですね。それから項目を検索して浜中町をまず指示しなければいけない、北海道の全町の町名が出て、そして浜中町をクリックして、いろんな分野が出る、これが現状でございます。因みに浜中は暮らしのページで57件、仕事のページ14件で計71件ですね。課長は現在解らないというので一応お知らせしますが、やはりしっかりと町民とかアクセスした人に優しく分かりやすい簡単に出来るそういうホームページに、今後、契約委託が切れて新たにすることということでございますので、どうかその点もしっかりと隣町、別海町もすばらしいホームページでございます。そういう隣町を見ながらどうしたら良いかということを検討して、ホームページで作成してもらいたいと思いますが、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 最初のご質問にお答えをしていきたいと思っております。公の施設各自治会さんから幾度となくいろんな要望が出されております。

また、前回のまちづくり懇談会で出されました各地区からの施設に対する要望事項につきましては、大方それぞれ改修等々させていただいてきたところであります。また、その後においても何点かのご要望もいただいております。限られた予算ではありますけれども、緊急を要するものから随時、修繕等々を対応して参りたいと思っております。

また既に、相当建築年数が経って老朽化してきている施設もございまして。耐震計画との絡みにもなりますけれども、多くは耐震設計といえますか建築基準の改正後の基準で建設された施設が多いというふうに理解しておりますので、大部分は心配なかわかりかと思っております。ただ何地区かやはり建設年度の古いのがありますので、これについては、ちょっと戻りましたら台帳を整理させていただいて、もし耐震等々の必要性があれば、それはまた検討させていただきたいと、そのように考えているところであります。

また、今後の公の施設で大きな改修をしなければならないなというところは、今散布漁村センターであります。これについては、今後何点かの調査を行いながら、歳出的に財源の確保を目指していきたいと、そのように考えているところであります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 町のホームページの関係でございますけれども、議員おっしゃられたとおり、今の浜中町のホームページとしては、大変たどり着くのに時間も

かかると。これは私もご承知しております。これらの改定に向けては先程も申し上げましたとおり、今の契約業者との期間が切れる時には、ある程度もっと利用のしやすいものに改定していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 質疑ありませんか。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 4点程質問させていただきたいと思います。

それでは41ページの庁舎維持に関する経費のところ、今回の一般質問の中で庁舎の建設についての質問がなされ、そのスケジュールも凡その報告がありました。そのことで私も庁舎建設にかかわっては、大変この町づくりにとって大事なことであり、スケジュールもあがった中では早く町民に知らせながら、みんなで考えてもらうことが大事なかと思います。

それで、今理事者の中では建設場所ですね。幾つか候補が既に挙がっていると思います。それが固まったものではなくて、ここもある、ここもあるしというようなことでコンプライトなんか全くされていないと思いますが、こういうところが今理事者の中で考えられているところだという事が示されれば、更に方向が進められると、その方向以外のところも出てくるかも知れません。そういう点で今回の議会で示していただければありがたいなど、それが1点目です。

2点目が51ページの、職員住宅維持管理に要する経費の職員住宅改修工事で給湯器1棟8戸に付けるということですが、これは暮帰別の看護師さんとか、保健師さんなど女性の職員が入っている住宅だと思います。それで1棟8戸ということですが、シャワーのようなものとか、あるいはお風呂を焚く追いきするようなものなのか。今まではこれらについては、どんなふうにやっていて、今回これを付けるようになったというのは、どういうことなのかということの説明してほしいと思います。

3点目は53ページです。53ページの使用料及び賃借料について、茶内駅前駐車場敷地ほか借上料というところですが、茶内駅前駐車場の除雪はどこが担当してやっておりますかという質問をしたいと思います。私、結構茶内駅を使うのですけれども、雪が降った次など何処に止めたら良いのかなというのでとても苦労していることがあるんですね。他の利用する方々も雪が降ったら直ぐに除雪して欲しいと思うのですが、その辺のところ状況等も説明しながら、何処が除雪するようになっているかということをお願いしたいと思います。

4点目は、75ページの釧路根室広域地方税滞納整備機構負担金のところで、ここの質問は今回の総務のところで確か7番議員が質問したと思います。その中では586万の滞納額に対して279万円、凡そ47.67%の回収率があったという報告がありました。滞納者がこんなふうにして支払いしたんだという、その細かなところを説明していただきたいと思います。10件あってこれだけの金額が全額納めることができた人はどのくらいか、請求したけれども全く回収することができなかつたとか、何%回収したとか、半額回収出来たとか色々あるのですが、その中にはどうやって回収できたのかという、それは相当厳しくやらなければならない部分もあったろうし、努力してお金を払ってくれた部分もあったかと思しますので、そういう説明をどんなふうにして滞納者達が請求に応じたかというところを説明していただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 1点目の庁舎建設にかかる今段階の建設場所というふうに受賜りましたが、昨年12月以降に庁舎建設に向けての内部の事務を私どものところで進めておりますけれども、庁舎の建設場所というのは特定したものは、まだ今のところは持っていません。

ただ、少なからず昨年の北海道で発表した津波の浸水区域、これが町内示されておりますので、少なからず浸水区域からは外すという事で考えています。現在、事務的に進めている庁舎のこれからどういうことについて検討するかという項目についても、田甫議員からご質問がありまして、一般質問の中でもお答えしておりますけれども、今のところ庁舎の必要性とか基本的な方向とか庁舎の規模、それと建設位置、それから財源計画、これらを4月以降、新たな体制で庁舎の中に専門的な検討委員会を立ち上げて、それらについて検討をしていくというような今段階でありますので、建設場所は何処かというのは、今のところはまだ先ほど申し上げました通り、浸水区域以外の場所ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 職員住宅の維持管理に要する経費など、工事請負費職員住宅改修工事について、ご回答申し上げたいと思います。ここの内容につきましては、暮帰別地区にあります単身者用職員住宅のいわゆる給湯器の設置工事であります。

現在は、灯油ストーブのお風呂また炊事場には給湯器も付いてございません。最近の社会情勢のニーズといたしますか、やはり今時シャワーも使えない、あるいはお湯も出な

いというところに職員も入っている中で不便を感じていると、また特に女性職員の場合については、尚更最低でシャワーを使いたい、使えるようにしてほしいという、そんな要望もございまして、今回1棟8戸給湯器の設置工事を予算計上させていただいたところであります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 茶内駅前駐車場の除雪の関係でございます。この除雪は建設課でやっております。スペース的に10台程度のスペースの場所だと思っておりますけれども、結構駐車している車がございまして。それである程度スペースがないと綺麗に除雪することは、ちょっと難しいような状況です。今、現状は駐車している車を退ける等、そういうことをしていませんから、丁寧といいますか綺麗に行っていないのかなというふうに感じます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（佐藤佳信君） それでは滞納整理機構についてお答えいたします。25年度の実績ですが、全納していただいた方は2名で、10人引き継いだうち2名の方が全納していただいております。あと個々の対応でございますけれども、本人の了解合わせまして、勤務先の了解を得た上で給与から一部納入してもらっているというケースもあります。

また、個々に誓約を取り交わし、それに基づいて納入しているというケースもございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 最初に庁舎の問題ですけれども、浸水区域から外れている部分ということで、それは霧多布の町も入っているのかどうかと、ここも霧多布ですけれども、霧多布地域に建設するという計画が入っているかどうかという質問です。勿論、入っているでしょうとなるかも知れませんが、私はどう考えても入らないと思っています。理由は大洪水なんか来たら地域の自然は元に戻ると思います。霧多布地域ですね、これは島になると思います。今から180年ほど前の松浦武四郎が書いた絵を見ますと、完全に島で霧多布、湯沸の島になってしまいました。

ですから、あの立派な頑丈な大橋が自然の力によって破壊されるという可能性もあるし、そういうふうになれば、やっぱり役場というのは町の中心になければならないということ、あるいは大災害が起きた時のセンターの役割を果たさなければならないと言う

ことからすれば、私は安全策を考えて浸水地域であるということを考慮すべきかと思うのですが、理事者の方としては、どうその辺を考えておられますか。

それから次の給湯器の問題ですが聞いて驚きました。風呂は無いんですね。シャワーが無いだけで灯油のお風呂はあるんですね。解りました。お風呂もないのかと思ってびっくりしたのですが、それではそれ以上質問はないです。

次の、役場の建設課でやっているということですがけれども、誰か業者に頼んでやってもらうとか、その辺のところ詳しく説明してください。

それから最後の、どうやって支払をしたかということの滞納者の状況ですね。やっぱりきちんと何故そういう人が滞納に陥ったかと、その理由、原因こういうものを担当課はきちんと抑えることが大事だと思うので、本人がお金の使い方が悪ければきちんと指導してやらなければ出来ないし、あるいは本人ができなければ、本人を指導できるような人を付けてやるだとか、なかなかお金の勘定が上手に出来なかつたり、中にはギャンブル依存症でお金を持てば直ぐに行ってしまうだとか、そういう滞納に至った原因ですね。そのことも原課としてはきちんと押さえていただきたいと、こういう理由で対応したんだと。ただ単に整理機構に回して半分ぐらいの回収が出来た、差引勘定はどうなったんだということではなくて、今、貧困層というところがあるのですけれども、ちょっとすればこういう方々貧困層に位置している家庭であるかも知れません。

一旦、貧困層に落ち込んだら、それから立ち上がって自立するというのは中々難しいと思います。親がそういう状態であれば子どもも働かないんですよ。仕事をしないのです。ずるずる引きずってしまうという、そういう状況もあるので、貧困から抜け出せずに何代にわたって貧困を繰り返す、やっぱりストップをかけるような取り組みが必要かなと思いますが、私はそこまで整理機構の整理はいいのです。そういう原因について良く調べて、その原因が解消されるような取り組みに活かさせていただくというのが役場の仕事ではないかなと思うのですが如何ですか。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） ただ今の庁舎建設にかかわるご質問にお答えをします。一般質問でもありましたように、先ほど課長の答弁でありましたように、当然、行政そのもの行政サービスとしての効率的な円滑的な安全な庁舎、それから更には防災拠点としての庁舎と、このような機能も大きな部分であろうと思っております。これにつきましては、先ず防災拠点機能より充実させる庁舎ということで、まず防災センターとして災害時の

対策本部として機能を十二分に発揮できるよう 効率的な防災対策を瞬時に講じられるよう、そんな庁舎もまず今のところでは、これから検討しようということでもあります。

それから地震等の災害においては、十分な耐震性を備えた強い庁舎、この2点が今のところ庁舎に関する我々が検討しなければならない項目として位置づけております。新庁舎の基本的な方向性と役割これは新庁舎建設の基本的な方向性も含めて、新庁舎に求められる機能、これらを検討して建設に向けて検討の第一歩を踏み出そうとしているところであります。それで浸水域の関係であります。浸水域出ておりますが、霧多布地域は浸水域に入っておりますが、まず今のところ考えられるのは、現状で庁舎がここにあるということと、新庁舎は安全な高いところという、この2点をまず押さえながら、それから新庁舎というのはどこに建てるかによって、この町の色々なことへの影響が大きいと思っておりますので、これも含めましてそれぞれの項目にしたがって内部で検討をし、然るべき時点で町民にもそれを発しながら、ご意見を賜りながら建設に向け努力をしたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） この除雪ですが茶内市街を除雪している業者、農機開発株式会社が担当しております。何れにしましても丁寧に駐車スペースを取るように心掛けたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（佐藤佳信君） それではお答えいたします。滞納者でございますけれども、滞納に至った理由ということでございますが、個々にそれぞれ理由があつてこういう形になっていると思います。私どもといたしましては、計画的な納税に対しての相談を随時やっておりますし、例えば議員今しがたおっしゃいました、違う方にお金を使っていると見受けられるとありますけれども、それについて税務課の方から、それを税に回せというふうにはプライバシーもありますので言えませんので、納税意識を上げてもらうのが一番だと思っております。それと貧困層という話がありましたけれども、町側と言いますか税務課と言いますか、今の社会情勢がそういう層もあるのは承知しておりますが、そういうところから脱出と言いますか、良い方向になるように色々な施策を講じていかなければならないものと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 最初の庁舎のことですけれども、霧多布地域に庁舎を建てる

というのは含まれているかどうかというのでは、はっきりした答えを聞かなかったように思います。高いところに建てれば良いんだということを述べられたから、それはそうかなと思いましたが、ただセンター機能のためには橋で道路がきちんと繋がっていないことには、これはセンターにはなり得ないと思うんですよね。私何人かの方に何処が良いかと聞きました。そしたら元浜中観光ホテルが良いと、あそこは地盤もしっかりしているし、上からずっと浜全体を見ることができる。

それから、あの方向にはMO-TTOかせてや、今の給食センター、それからその裏側にごみ焼却場に繋がる平坦地が、あそこに庁舎本体を立てて、ゆくゆくは30年、40年、50年掛けて徐々に住宅を移転して行ったらどうだろうと、そういう考えになった人がたの言うのは、今回の東日本の大震災で高台移転です。被害を被ってから移転するのではなくて、あの様な大きな大津波がやって来るんだから、それを見越して建てていくという事が、この町をリードする人達のアイデアではないのかなと、そんなふうに思いますが、これは質問じゃないですが先ほどの質問に加えて、これも1つの候補地として検討していただきたいなという事を要望したいと思います。

最後の滞納整理機構のことですけれども、私は何故支払いできないのかというのを良く聞いて、こうすれば良いんだというのを応援してやることによって、お金は集まると思います。後ほど出てくる住宅料です。住宅料の納入状況98%と言いました。今まで聞いたこともない数字です。最近住宅に関しての要望かなりありました。ここでも一般質問でしたことがあるのですけれども、それが役場の担当者が全部回っています。この家はどうだった等話をして、お金がないから出来ないということは全く言ってないと、そして要望については、去年も今年度も屋根張替だとか凍結部分を緩和するとか、それから26年度の予算でもそういう修繕の予算がきちんとついています。そういう町民の要望をきちんと聞いて対応することによって大きな成果を上げているという、こういう例があるわけです。そういう対応の仕方を私は滞納機構の取り組みの中でもやっていただきたいと思いますが、そういう方向はいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員、最初の質疑の庁舎の問題についての要望ということは、どちらかという質疑に徹するという観点から、本来的には避けなければならない私たちの立場ですけれども、それはそれとして答弁を求めますか。

○10番（加藤弘二君） 求めています。最初の滞納整理機構のほうを答弁お願いします。

○議長（波岡玄智君） では答弁願います。

税務課長。

○税務課長（佐藤佳信君） 滞納整理機構の関係でございます。滞納整理機構に引き継ぐ前に滞納者居ますけれども、その滞納者に対しまして収納担当は個々に訪問し納税相談、計画的な納税に向けて相談をしました。相談を受けて随時定期的に納入されている方も居ます。今後もそういう形で対応していきます。滞納整理機構につきましては、そういうことで町でやっておりますけれども、なかなか難しい案件がございますので、そういう方が滞納整備機構に行っていますので、後は滞納整備機構と町とタイアップしながら滞納者にあたっているということでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 企画財政課長、そしてまた副町長からも答弁してはいますが、あくまでも今の段階では浸水域外れる場所と、今、位置付けしているところであります。そういう意味からすると霧多布地区も浸水域から外れる場所もありますから、霧多布地区も外れていないと、霧多布地区も入っているということで回答したいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 1点だけお尋ねをしたいと思うのですけれども、48ページの財産管理費にかかわってのご質問を申し上げたいと思えますけれども、ここ数年で学校の統合廃止につきまして、廃校校舎が多数出ております。その辺の利活用の問題もありますけれども、それに伴って教員住宅もそれぞれ出てきている訳で教員住宅の方は、それぞれ一般の人たちの希望から貸し出して、賃貸で契約をされているんだろうと思えますけれども、これは多分、教育委員会から所管が町当局に移っていたというふうに思えますけれども、その辺のいわゆる契約といいますか、一般の人たちがその教員住宅に住むに当たっての、いわゆる賃貸契約の家賃ですね。家賃は教員住宅で教員の人たちが払っていたものと同様のものでやっているのか。それと元の教員住宅の維持管理、いわゆる修繕だとかそういったものについては、随時希望に応じて行っているような状況なのか。

それと海岸方面は十分私も承知しておりませんが、かなりの数をそういった一般の人たちが使っていると思うのですけれども、今後、有効にそういった施設を活用する為に財源のかかることですから難しい問題もあるかと思えますけれども、リフォームをして一般に利用の募集をかけるといったようなことを考えているかどうか。それにつ

いて伺ってみたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。教員住宅だったものが閉校などで教員住宅としての役割を終えて、それが教育財産から一般行政の町の方へ移管された場合町としては、町有住宅という形で一般の方々に貸し出しをしております。

たまたま公営住宅と違いまして、これについては特に今まで一般住宅として公募といえますか、そういった手続はとった経緯はございません。せっかく引き継いだ財産ですから、有効に使わせていただくということで、たまたま情報を得た方がこういう形で借りたいといった申込をいただいて、こういうことで利用されるのであれば貸し出しても差し支えがないだろうという判断の基に今まで貸出をしてきたところであります。

それで現在、確か17戸あると記憶しています。またこの家賃につきましては、先生方が入っていた当時と額の算定の仕方は同額であります。また今後、そういった住宅をリフォームして広く、逆にいえば公募をして貸し出しするようなことは考えられないかというご質問だったと思います。まさにそういう状況になりうれば好ましい状況だというふうに理解をしているところです。ご案内のとおり中には、相当年数の経った古い住宅もございまして、単純なリフォームだけでは済まないという住宅も中にはあります。今後においては当然、そういったところも検討しながら、せっかくの財産ですので、広く利用していただけるようなことを検討して行かなければならないのかなど、その様に思っているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。維持管理の部分でございすけども、こちらについては入居していただく中で、最低限これは個人じゃなくて貸し出す側で整備しなければならないという状況のものについては、町の方でそれなりの修繕をして貸し出しているところであります。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 57ページのインターネットに要する経費の中の、町のホームページについてですけれども、なるべく重複しないように質問したいと思います。

私、この間この二階から帰りに榊町の風車が夕日に輝いてピンク色といいますが、茜色といいますが、これは白かったんじゃないかという錯覚があったのですが、すごい色の風車に見えました。丁度回っていたのですけれども、これは是非みんなに見せたいというような風景だったので、そういうところを撮ってインターネットに載せるという努

力もしていただきたいと。厚岸と浜中の今さっきの答弁では、かなりアクセスする数が違うんだという点も言われていましたけれども、こういう問題を取り上げて視聴者もしくは視覚に訴えるような、そういう写真を載せていただきたいなと思います。

それからもう1つは樹氷であります。朝起きてあの樹氷を見たら多分、内地の人達は忘れない風景だというふうに思います。こういう時期に見られるんだということを発信していけば多分1日では見られないと思います。そうすると泊まって見るということも可能な訳ですから、そういう点での情報を、これだけ自然の豊富なしかも冬という寒さ、そういう時期をしっかりと載せていくということが本当は良いと思うのですが、もしそういう考えがあるのであれば答えていただきたいと思います。

それから71ページの、地方バス路線に要する経費ですが、これはここで直接関係あるかどうかですがバスの待合所、殆どないのではないかと思います。よくお年寄りの方が厚着して頬かぶりして、風の強い日の寒空にバスを待っているという風景を見掛けます。残念ながら山の方にも、あるいは海の方にも、そういう待合所というものはあるのか。あるとしたらどのくらい今あるのか。それから将来的に、そういう構想があるのかどうなのか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 町のホームページの関係でございますけれども、議員おっしゃられたとおり浜中町には色んな自然も豊かでありまして、そこで色んな産業も栄えております。それで昨年度だと思っておりますけれども、町のホームページの中にデジタルスケッチといいますか、その時々最新の浜中町の色んな風景とか、産業の作業風景とかそういうものの写真なんかもアップしながら、今紹介はしているところでございますけれども、何せ職員だけでそういう情報を収集しながらやっている中で、良いものを直ぐに取り入れるというのも中々難しい面もありますので、そういうデジタルスケッチなんかの情報等も、今後、町民の皆様から直接、町のホームページの方に情報なんかも寄せてもらいながら、そういうものを随時アップしていくとそういうようなことも可能だと考えておりますので、4月以降、町広報あるいは町のホームページも通じて、そういう情報をどんどん貰いながら、随時アップしていくということも出来ると思いますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） バスの待合所のご質問だったと思います。バスの待合所の

関係でございますけれども、大変申し訳ありませんけれども正確に把握はしてございません。待合所があることはあります。個数とか何処にというのは大変申し訳ないですけれども、そこまでは把握してございません。また町で造った待合所もございます。実際、釧路バスさんが今運行されている所については、ただ停留所という看板と言いますか、それくらいだというふうに記憶しています。

また、渡散布ですとか地域の方々で造っていただいたような待合所もございますので、その辺は正確に把握していませんので、今後、その辺の把握に努めていきたいと思いません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） ホームページの関係ですけれども、動画だとか最近非常に人気があるようです。これは動画なんかを入れるとかなりお金が掛かるものでしょうか。その辺り解れば教えていただきたいし、今デジタルスケッチこういうことも検討しているんだというお話でありました。これは町内にもカメラを趣味にしている人もたくさん居られると思うのです。そういうところにしっかりと働きかけて、色んな情報を手に入れて発信していった方が良いのではないかというふうに思いますので、是非皆さんの力を得てやっていく必要がある。そうしますと、やはり町民が協力していくことによって幅が出るというふうに思います。だから協力していただくと、そういう人たちの力がこれからもどんどん向上していきたくらいし、もっともっと浜中の良いところを知り、また変わっていきたくらいだと思いますので是非お願いしたいと思いません。

それからバスの待合所の関係、風が強いし寒いということで大変だとは思いますが、正確に把握されていないということは改めていただいて、あの姿を見たら、何とでも風除けだけでも造ってあげたいという気持ちになると思いませんので、是非そのことをお願いしたいと思いません。よろしくをお願いします。

○議長（波岡玄智君） ちょっとすみません。お願いしますとかという言葉を使うと質疑にならないんですよ。お伺いすると必ず伺うという、そういう質疑の形態の中で発してください。そうでなければ私の方も困るのです。よろしくをお願いします。答弁願いません。

企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 町のホームページの関係でございますけれども、デジタルスケッチの写真とか情報については、昨年から稼働しております。もう一つ動画の関

係でございますけれども、近年、各町村ライブカメラ的なものを活用しながら色んなホームページを立ち上げているところがございますけれども、町も今年度の予算の中で湿原センターの方に防災用としてのカメラを設置することが決まっていますので、それが4月以降稼働になると、これについては町のホームページの中から、例えば湿原の中などもライブカメラ的なもので、動画を配信することは可能になっていますので、それらを活用しながら掘り出して行きたいなというふうにも考えております。

参考までに、今回、動画をアップする上での金額というのは、通常の維持管理費は掛かりません。最初ホームページに載せる時に多少手数料的なものはかかりますけれども、動画自体は民間のPRが多少入ってくるものですから、そちらの方で管理費を負担するということですので、動画をアップする上では、特に料金はかからないようなシステムで考えています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） バスの待合所の関係でございますけれども、現在、確か数箇所設置されていると記憶しておりますが、残念ながら正確な数字は把握しておりませんし、また今後においてはバス会社さんとも相談をしてみたいと思いますし、また停留所のある場所、この辺も確認して待合所が設置できるかどうか、そういったところも含めまして時間をいただいて検討させていただきたいと、そのように考えているところであります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 質疑ありませんか。

次に、第3款民生費の質疑を行います。

5番成田議員。

○5番（成田良雄君） 2点について質問致します。

1点目は87ページ、臨時福祉給付金について、今回新たに臨時福祉給付金が支給されることになりました。消費税率の引き上げに対して、低所得者に対しての負担の影響を鑑みるということでございます。これについて、町民に情報提供をする意味でも目的、また内容、給付対象、そして給付額等の説明をお願いしたいと思います。

また同じく民生費の107ページでございますけれども、これも消費税率引き上げに対して、子育て世帯に臨時特例給付金が支給されます。これも目的そして支給対象、対象児童でいつを基準日にしているのか、そして給付額詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 87ページの臨時福祉給付金と107ページ子育て世帯臨時特例給付金、目的等重なる部分がありますので、ふたつ合わせてご質問にお答えしたいと思います。この臨時福祉給付金と子育て世帯の臨時特例給付金につきましては、平成26年の4月から消費税率が5%から8%へ引き上げられることによって、低所得者及び子育て世帯への負担の影響を緩和するために暫定的、臨時的な措置としてこの給付金が支給されるという予定になっております。

内容につきましては、ふたつの給付金とも1年半の食品の消費税アップ分を換算しての金額として殆どの世帯が1万円で、加えて年金等の支給されている方については、5,000円の加算というのが臨時福祉給付金の方では考えられております。

まず臨時福祉給付金の給付対象についてご説明をいたします。臨時福祉給付金の給付対象者は基準日が26年の1月1日に住民基本台帳に記録されており、平成26年度の市町村民税が課税されていない方というふうになっております。今25年度中の収入によって、26年の市町村民税が課税されるかどうかというのが6月中に決定されますけれども、その課税額によってこれが判断されるということでもあります。

但し、この課税されていない方が対象になるのですけれども、この中で平成26年度の市町村民税が課税される方に扶養されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象とはなりません。給付額につきましては、この臨時福祉給付金については、給付対象者1人につき1万円となっております。この給付対象者の中で、これから述べる方については5,000円が加算されるというふうになっております。この対象者につきましては、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者、それから児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者などが5,000円それぞれ加算をされます。

それと子育て世帯の臨時特例給付金の給付対象でありますけれども、支給対象者の平成26年1月分の児童手当も対象となる児童、但し臨時福祉給付金の対象者及び生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象となりません。基準日ですけれども、これも臨時福祉給付金と同じように平成26年1月1日が基準日となっております。給付額ですけれども対象児童一人につき1万円となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 若干解りましたけれども、福祉給付金については課税されていない方、これは6月以降に今年の課税対象というのは解りますから、その辺の給付対象

者、今答弁をいただきましたけれども、まだ解らないと思いますけれども、臨時福祉給付金の対象者は大体どのくらいを予定しているのか。あと子育て世帯の臨時特例給付金、これも今現在、児童手当も貰っている方が対象ということでございますけれども、浜中町ではどのくらい一応予定しているのか、金額はここに述べていますけれども人数ですね。あとこの対象者、町民に対してどのような通知また情報を提供するのか、1人も洩れなく給付金を頂くといいですか、その為にもやはりどのような体制で対象者に対してやっていくのか。その点、答弁願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 対象者についてのご質問にお答えいたします。

25年の収入に対する課税状況というのが6月にほぼ判明するということで、まだ確定はしていないので、あくまでも24年度の課税状況によって把握したといたしますか、概算で把握した人数についてお答えをいたします。臨時福祉給付金につきましては、今のところ非課税世帯の非課税となった方については、1,100人程度というふうに見込んでおります。子育て世帯臨時特例給付金につきましては、1月1日現在の児童手当を受けている方ということで概算でありますけれども、今のところ846名を見込んでございます。通知と情報提供の仕方ですけれども、洩れなく情報を提供致したいと考えておりますけれども、チラシの配布なども最初考えたのですけれども、やはり見逃してはいけないのではないかとということで、全世帯への通知をした方がいいんじゃないかと今のところは考えてはいるのですが、まだ管内状況とかもはっきりしていないという状況ですので、これから管内の状況だとか国の情報などを頂きながら、一番良い方法というのを考えていきたいと思っております。各世帯への通知とともに、防災行政無線での通知なども合わせてしていきたいと考えております。子育て世帯臨時特例給付につきましては、児童手当の受給世帯については、洩れなく通知をしていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 了解しました。それで臨時福祉給付金ですけれども、いつ支給されるのか、子育ての方も答弁お願いしたいと思います。また通知ですけれども6月以降になると非課税世帯といいますか対象者が分かりますから、個人に対してはどうか。個人は勿論通知するかと今答弁はされていませんでしたけれども、防災無線等でやりますけれども1,100人に対して、防災無線またチラシだけで実施するのか、対象者に対しては個人的にはどうか、その点、最後答弁お願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） いつ支給されるのかというご質問でございますけれども、6月に課税状況が判明いたしますので、支給は申請をまずしていただくことになりまして、6月の課税状況が判明するくらいに申請書類が各世帯に届くように出したいと考えております。申請をまずしていただいて申請していただいた結果、課税状況を担当課で確認をいたします。課税状況を確認したり扶養の状況ですね、扶養されているかどうかというのも判断材料になりますので、その確認ということで、確認の作業がかなりの件数になるということですので、時間が多少かかると思っております。申請がいつぺんに出てくれば良いのですけれども、少しずつ少しずつということになると思いますので、少しずつ申請をされた方から確認をして3ヵ月から6ヵ月の間に支給しなさいと国の方で言っておりますので、申請をされた方から少しずつ支給をしていくという形を今のところは考えております。最終的には6月、7月以降に申請を出していただくことになると思いますので、支給はその2～3ヶ月後から開始をしていきたいと考えております。

それと通知がいつになるかということで、今のお答えの中にもありましたけれども、皆さんへの通知というのは6月の下旬か7月上旬ぐらいに通知が行くようになります。1,100人の方に通知をというようなお話がありましたけれども、1,100人はあくまでも審査の結果対象になる方ですので、担当課では、その方の課税状況というのが解りませんので、殆ど全世帯にお知らせをしていかなければならないということになるかと思っております。それで全世帯に何らかの形でお知らせして、その結果、自分が非課税であるだとか、扶養されていないということであれば申請をしていただくということになりますので、全町民の方にお知らせをしていくということになるかと思っております。子育て世帯の給付金につきましては、臨時福祉給付金が対象とならなかった方が対象になりますので、自分が福祉給付金の対象になっているか、どうなのかという判断のもとに申請をしていただくことになりますので、合わせて申請をできるような形であれば良いんですけれども、そのような形も検討しながら、臨時福祉給付金の支給決定がされてから申請していただくか、それとも同時に申請していただくかという形を、今のところ検討しているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 次の質疑者。

11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 今の臨時福祉給付金、それから子育て世帯臨時給付金に関係しまして質問しますけれども、これは今申請に基づいて課税状況を調べてというお話がありましたけれども、消費税の増税に伴って低所得者世帯にこういった給付をするとういことは事業としては良いかなと思いますけれども、国の事業ですから、町村でどうこう言えないかも知れませんけれども、もっと簡素にいわゆる対象世帯あるいは児童に対しては速やかに、こちらから申請なしで給付するというようなことは出来ない仕組みですよ。その辺の確認をしたいのですけれども、このお金を給付するにあたって、また経費を掛けるというこの無駄、私は如何なものかと思っておりますけれども、これは町長の答弁を求めても無理かなと思いますけれども、その辺が出来るか出来ないかということと、これは暫定的、臨時的な対応というふうな答弁ありましたけれども、今後、継続的に次年度においても事業が継続されていくのかどうかということが、解れば伺っておきたいと思っております。来年10月以降、また更に上がる話も聞いておりますから、その辺のことも絡み合わせて情報として持っていただければ伺っておきたいと思っております。

それから子育て支援対策事業補助、今年の3月定例会でもあったので、私ちょっと記憶になかったものですから大変失礼して予算審議で質問したのですけれども、この事業を委託で計画を立てると、去年と今年の年度で委託して事業計画を立てるというお話ですけれども、25年度で調査した結果について、前回お聞きして答弁が得られなかった件について伺っておきたいと思っておりますけれども、どこの業者にどのような形で委託したのか。それからニーズ調査ということでもありますけれども、どのような対象者に対して行ったのか。その辺の中身について詳しくお答えをいただければと思っております。以上。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 臨時福祉給付金と子育て世帯への給付金についての質問にお答えいたします。暫定的、臨時的な給付金ということで、来年度以降も支給されるのかというご質問でございましたけれども、給付金の説明書をよく読みますと、消費税が8%に上がると、上がって次回10%になるという可能性がある。それまでの10%に上がるまでの1年半の食費の消費税アップ分について支給をします。というふうに書いてあります。その後につきましても、私はその後も支給されるのかな？と思いましたが、今のところは何処にもそれは出ておりませんでした。10%に上がるまでの1年半ということでございますので、10%に上がった時には何かを考えていらっしゃるのかなと私としては思いますが、今のところ何も示されてはございません。

それと子育て支援対策事業といいますか、子供子育て計画のニーズ調査につきまして、先日ご質問を受けました内容についてお答え出来ませんでしたので、今ここでお答えしたいと思います。この事前の調査として25年度にニーズ調査を実施いたしました。就学前の児童の保護者が配付数222件で回収数が170件でございました。回収率が76.6%、小学生の保護者1年生から6年生まで配付数256名の方に配付をいたしました。回収数が217人で回収率が84.8%でございます。このニーズ調査と、あと26年度には計画を策定することになるのですけれども、5年前にニーズ調査、次世代育成支援事業計画を策定いたしまして、今計画の来年が最終年度になるのですけれども、その次世代計画の評価なども含めまして、この度、計画を策定するという事になっておりますので、前回の次世代の計画をお願いしてやっていただいたところに、この度も計画を策定した段階からかかわっていただいた業者さんをお願いをするということで、行政さん？というところにアンケートもお願いし、計画のアセスメントといいますか、助言も含めながら計画も実施していきたいと思っております。子ども子育て支援計画につきましては、策定委員会を構成しておりまして、委嘱はもう終わっておりますけれども、アンケートの結果はまだ構成中ですので、アンケートの結果がきちんとまとまりましたら、第1回目を開催したいと考えております。今年度中に1回開催できればしたいと考えております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） その臨時給付金にかかわって、もう少し簡素な方法で支給できないのかということに対する答弁はなかったかなと思いますけれども、合わせてちょっと聞かなかったのですけれども、子育て世帯の臨時給付金は児童手当の対象児童ということですね。これは児童手当とそれぞれ所得制限がありますけれども、所得制限についてちょっとお聞きしておきたいのですけれども、それぞれ扶養の度合いによって金額が違っているかなと理解しているのですけれども、この所得というのは、いわゆる親御さんの所得なのか世帯の所得なのか、何処を所得制限で対象とするのか。その辺のことについて、この機会に伺っておきたいと思っております。それから子育て支援の計画についてですけれども、アンケートの内容について、どのような内容のアンケートだったのか、お知らせをしていただきたいと思っております。その結果に基づいて計画が立てられる訳ですから、その後についてお話を聞きたいと思っておりますけれども、内容についてだけ伺っておきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） ふたつの給付金について、もっと簡素にできないものかということでございますけれども、実際、担当課も感じておりますが、非常に申請、確認方法など簡素ではないかなというふうに思っております。もっと簡素にできないかなとは思いますが、課税の状況でありますとか担当課では確認するというふうにはなっておりませんでした。ご本人の申請がなければ税務課に確認をすることができないという現状から申請していただいて、それから課税状況をこちらで確認して、それから支給をするという形しか、今のところはそのような方向でしてくださいということです。子育て世帯の臨時給付金につきましては、確かに児童手当は所得制限がございます、あくまでも保護者の方の所得制限ということで、所得制限の額は扶養親族が居るかどうかということで、その額等が変わっておりますので、所得の額はここで詳しくは述べませんが、24年度の所得で25年度特例給付になって、その所得制限があるからといって特例給付になった方がいらっしゃると思いますけれども、平成25年度の所得によって特例給付に当たっていた普通1万円いただけたところを5,000円の支給になっていたかと思うのですが、特例給付になっていた方も25年の所得によって、もしかしたら児童手当の対象になるかも知れない、満額支給の対象になるかも知れないということがございますので、特例給付の方も是非所得制限、自分になるかどうかということを確認していただいた上で、申請をしていただきたいなと思います。

子ども子育て支援事業計画のためのニーズ調査ですけれども、内容につきまして詳しくお話をしたいと思います。就学前のお子さんがある家庭につきましては、お子さんと家族の状況についてということで、お子さんが何人居るかとか家族が何人構成かということと、保護者の就労状況、どのようなお仕事に就かれているか、お父さんとお母さんがお2人ともどういうふうに働いていらっしゃるかということですね。あと平日の定期的な教育、保育事業の利用状況についてということで、要望を調査する前に今自分のご家庭で保育所を利用しているかどうかというようなことをお聞きしています。あと子育て支援事業ということで町のサービスとして、子育て支援センターでありますとか、町の福祉保健課でやっております健診、あと妊婦健診等ですね。そのような支援事業の利用状況についてお聞きしています。あと土曜日とか休日の教育・保育事業の利用希望についてということで、ここ以降は希望についてもお聞きをしております。あとお子さん

が病気の際の対応についてということで、病児保育のことをお聞きしているのですけれども、お子さんが病気の際には、どのようにされていますかというようなご質問がございます。あと不定期の教育、保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用についてということで、一時預かりのことについても、そのような時にどのようになさっていますかということと、希望としては一時保育でありますとか、宿泊を伴う事業についての利用希望をお聞きしています。あと5歳児の小学校就学後の放課後児童クラブの利用状況についてということで、就学前のお子さんにつきましては、入学後の児童クラブの利用希望についてお聞きをしております。それと自由記載ということで自由に町の事業についてのご希望を聞いております。小学生の居るご家庭については、同じくお子さんと家庭の状況についてということで、お子さんが何人居らっしゃるかとか、家族が何人居らっしゃるかということと、保護者の就労状況、子供の育ちを巡る環境についてということで、ちょっと中身は詳しくどのような設備を望んでいますかとか、道路の安全面でありますとか親子で利用出来るトイレの設置だとか、子ども連れで利用しやすい施設の中身などを聞いております。子育てと仕事の両立支援についてということで、これは放課後児童クラブ等のことの事業についてのご質問と利用希望についてお聞きしています。町に対する要望についてということで、同じく自由記載で要望をお聞きいたしました。内容については以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 3～4点ありますので最初の質問は、85ページの町社会福祉協議会補助3,580万円であります。昨年この項では3,181万8,000円で約400万円のプラスになっております。それから町が資料として出してくれたものを見ますと、民生費の10番で社会福祉協議会補助ということで、社会福祉協議会補助2,348万円、それから平仮名でしゃきょう介護センター運営費補助という名称かなと思います。957万円社協介護プランセンター運営費補助275万円結構あります。これは今まで何処の課で持ったものが、こちらに行ったのかという説明をしていただきたいと思います。それは101ページのホームヘルプサービスという項が、去年まであったのが今年もうホームヘルプ事業というのは無くなっておりますので、この辺の関連について説明をしていただきたいと思います。

2つ目の質問は89ページであります。重度心身障がい者ほか医療費扶助費というので1,726万7,000円というのがありますけれども、これは重度障がいの障が

いの程度によってサービスが色々出てくると思います。それで1級、2級、3級、4級、何級まであるのかということです。浜中町ではその等級に該当する障がい者の方は何人おられるのですか。それで1級の場合は、どういうものが扶助費として支給されるのか。2級はどういうものかということで主な物で説明をして、ここの1,726万7,000円を説明していただきたいと思います。

3点目ですが、それは91ページです。何れも昨年で言えば心身重度障がい者もそういう名称で心身障がい者と心身がついていたものですが、その項目の中に全部含まれていたのですが、今回、障がい者自立支援医療に要する経費、次の地域生活支援事業に要する経費、その次のその他障がい者福祉に要する経費の様に、ひとつの項目の中で予算化されていたものが細分化されたように思うのです。この予算書の中に細分化したということは、組織的にどんなふうに変ったのか。ただこう記載しただけだとか、こういう理由で細分化したんだというような説明をお願いしたいと思います。

最後4点目ですが、97ページの社会福祉法人浜中福祉会に要する経費、2,686万9,000円の内訳をお願いします。建設費補助ということでこの金額なのか、その他にプラスこの中には、こういう費用も含まれていますということがあれば説明をお願いしたいと思います。

社会福祉法人ハイツ野いちごの経営にかかわっての質問ですが、特に民間委託に出している仕事、野いちごが本体から民間事業者に委託しているのがありまして、調理とか清掃とか、それから他にまだあれば委託を出しているのは、これがありますよという説明をお願いしたいのですが、なかなか民間委託に出している職種、調理の人、それから清掃の人、働く人が中々集まって来ない。誰か探してくれと言われたこともあるのですが、中には一生懸命やっているのですけれども、ちょっと体を壊した人も居まして、暫く休んでいたのですが、また行くというふうになったら、やっぱり駄目だという状況もありまして、公募で募集しますというのも何度か流れてきています。

そういう点で言えば、建設費こうやって出していますが、ハイツ野いちご特別養護老人ホームというのは、私たちの町にとっては本当に大切なポジションなわけですよ。そういうことからすれば、もしもこちらの福祉会の方から人件費等の要請、こういう支援をしてもらえないかという要請が来れば、それに対応する考えがあるかどうか。要請がないにしても、こちらの方から人件費等、何か支援するものはないかどうか、そういう気があるかどうかです。その辺のところを、私はお手伝いした方が良いのではないかと

など、これは最近思ったのではなくて日頃思っておりまして、建設費がもうそろそろ終わる頃ではないのかと思うのですが、その辺も含めて質問したいと思います。

○5番（成田良雄君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 85ページ町社会福祉協議会補助について、ご質問にお答えいたします。

ただいまのご質問では、介護センターと介護プランセンターが初めて見たというふうにおっしゃっておいりましたけれども、介護センターにつきましては、確か平成22年から社会福祉協議会にございます。そこで補助金を出しておいりましたが、この度101ページのホームヘルプサービスという事業が移行することになりましたけれども、この介護センターで実は介護職員の中でケアマネージャーの資格を、今年度25年度に取られた方がございます。それでケアマネージャーの資格を生かした介護プランを立てる方に、ケアマネージャーと言いますけれども、ケアマネージャーがケアプランを立てる事業所を立ち上げたいというご相談がございました。それでケアプランセンターというのが26年度から新設をされます。介護センターのヘルパーさんですね。ヘルパーさんがそれまで3人体制で社協さんでは実施しておいりましたけれども、1人の方がプランセンターの方に事業所を立ち上げる、もう1人の方が実は退職されるということになりました。それで責任者をされていた方ですので、経験豊富な人材が欲しいということでご相談を受けておいりましたところ、事業所の人材を何とか事業所と一緒にすることで人材を得ることができないだろうかというご相談を受けまして、町の事業所は3人体制で事業を実施しておいりましたけれども、両事業所とも利用者がちょっと余裕を持った状態でしたので二つを一緒にすることで、もっと有効な事業展開ができるのではないかとということで、町の事業所を吸収していただきまして、その中で社会福祉協議会が今度4人体制で介護センターですね、ホームヘルプ事業所を事業拡大して継続していただくことになりました。

その中で補助金が、人員が増えるということで100万円程アップいたしました。プランセンターを新たに立ち上げるということで最初の年ですので、ケアマネジメントを実施している事業所というのは、野いちごにも1つありまして2人体制、町にも1つございまして一人体制です。それで3人体制の中で1人増やして事業所として立ち上げて、1人社会福祉協議会の中で増やしていただけるということで、今度4人体制で実施をしていただけるのではないかなというふうには思っているのですけれども、最初の設

立の年でありますので、そんなに件数を抱えられないのではないかとということで、社会福祉協議会から約300万円の補助をお願いされておりますので、介護センターと合わせまして増額400万円程度となったところでございます。

91ページの心身障がい者に要する経費の部分で、26年度予算が細分化された理由につきまして、お答えをいたします。実は25年度までの心身障がい者に要する経費のところでは、色んな事業がここに合わさって計上されておりました。この度、補助金だとか事業の体系によって事業を細分化させていただきまして、歳入歳出の予算が見やすいように、例えば、ここからここまではこうこういう事業を基にやっているのです、この予算については、このぐらいの補助金があるということを解り易くするために、事業を細分化させていただいたところでございます。ですので、その細分化された事業の名称で補助金が入ってくるとご理解いただければよろしいか思います。

97ページの浜中福祉会への補助金についての内容でございます。補助金の内容につきましては、ここで上がっているものは本部の運営費となっておりますけれども、本部の運営費の事務費が315万4,000円で、議員おっしゃられましたように償還金が27年度までございますけれども、償還金の元金が2,230万円で利子が145万円、そして本部の雑収入を引いた額が2,686万9,000円となっております。民間委託の関係ですけれども、給食の部分でありますとか清掃の部分で民間委託をされているということは存じております。人件費支援などの気持ちがあるかどうかということでございますけれども、この浜中福祉会に要する経費ではないのですけれどもデイサービス事業に要する経費でありますとか、あと居宅介護支援事業所に要する経費という部分では、野いちごさんで実施いたしておりますデイサービス、あと居宅介護支援につきましてはケアプランセンターですね。そちらの人件費等の事業所の収入を差し引いた中で、その人件費の不足分をこちらで補助金として支援をいたしております。今後とも介護職員がとても不足しているという現状は痛いほど解っておりますので、福利厚生だとか賃金アップに関しまして、もし要望がございましたら応えていきたいというふうには思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 89ページの重度心身障がい者ほか医療費扶助費に対するご質問にお答えをいたします。まずこの扶助費につきましては、浜中町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例、これに基づいて実施しているもの

でございます、対象者につきましては身体障害者福祉法施行規則に掲げる1級、2級または3級に該当するもの。それから精神保健及び精神障害者福祉に関する法律によりまして、医師において重度の知的障がいと判定されまたは診断されたもの。それから精神保健福祉法施行令に掲げる1級に該当するもの。これらの方々が対象となります。それで、この障がいの級によって対象の医療費が変わるのかというご質問だったかと思いますが、この級によりまして、その対象医療費が変わるということはありません。皆さん同等の医療費の一部を扶助しております。それから対象人数でございますが、25年の10月末で174人となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 最初の町の社会福祉協議会補助の内容についての答弁ですが、ホームヘルパーさんのところを社協で持っていたヘルパーさんと、それから福祉保健課所属のヘルパーさんと合併して、あるいはそこからケアマネの免許を持ったケアプランを立てる人が誕生したということで、新しい合併した対応ではケアプランを立てる方と、それから介護士と4人で介護ヘルプの仕事をするというようなお話になりました。介護ヘルパーさんの収入につきまして心配なのは、この町のところから社協に移行することで、ヘルパーの賃金が減るのではないかという心配もあるのですね。

ヘルパーさんの場合、社協の場合と今までの嘱託で働いていた場合の賃金が、そこに移ることによって低くならないかということですね。私としては大きく開いて低くなるということのないように願っているのですが、その辺のところどうなるか説明をしていただきたいと思います。101ページのホームヘルプというところがなくなると、そこでは1,048万円の予算計上、ヘルパーに払う金額だけでないと思うのですが、この前の補正予算の時に聞いたら、ヘルパーさんは22万円いくらということがあったのですけれども、それに比べてどうなるかということの説明をお願いしたいと思います。

もう一点の質問ですが、私、捉えているのがちょっと違うかなと思うのですが、重度心身障がい者ほか医療費扶助費というのがあるのですが89ページですよ。医療費扶助費といった場合に病院にかかったお金、これを扶助してくれる部分と交通費にかかわる支援をしてくれる部分とあると思うので、1級2級の場合は医療費も無料になると、それから3級4級の場合は、交通費のみの扶助になるという、そういうのは今のこの項目に関係しないことを言っているのか、その辺の町民課長が答えている部分と、ちょっと私の認識が違っているものですから、その辺を説明していただきたいと思います。

それから福祉法人浜中福祉会に関することですが、先ほど私は調理の方や清掃の方と言いましたが、思い出したら看護師も中々集まらないというのがあったし、それから介護士も、先日の補正予算の時に募集したけれども集まらないというのがありましたよね。あの時に考えたのですけれども、今ハローワークで一番求人が多いのは介護士です。看護もあるのですが、求人は介護士です。賃金も10万円ちょっと超えるほどの賃金で12万円から13万円とかですね。とても低くてそういう低い段階でのものというのは中々出てこない。私はこの浜中町として何とかヘルパーさんあるいは調理師さんや清掃員の方々の給与がアップするような、そういう支援をしなければ働いている人方も大変な思いをする、それが患者さんにも入所している人方にも影響しますし、そういう点では、企画財政とか私の話を聞いて、こういう方法もあると、こういう形で支援出来るのであればという方法を見つけて、是非、支援の手を差し伸べて働いている人方の給料アップ、働く環境を整えることによって、そういう困難は解消されるものだと思いますが如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 答弁の時間ですけれども、この際、暫時休憩します。

(休憩 午後12時00分)

(再開 午後 1時00分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第1号第3款民生費の質疑を続けます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 先ほどのご質問にお答えいたします。ヘルパーさんが町の事業所を廃止いたしましたし

て、社会福祉協議会で事業を拡大するという件につきまして、ヘルパーさんの収入が減るのではないかということのご質問にお答えいたします。町の事業所につきましては、賃金を月額で支払っております。社会福祉協議会に移行した場合に、社会福祉協議会では時給換算で賃金をお支払いしております。それで予算要求の額でいいますと時給換算

ですけれども、月額が19万4,000円程度になります。社会福祉協議会さんの方では、それに資格手当と申しまして、介護福祉士さんにいくらとか、事業の責任者に対して業務手当という形で支給をしておりますので、現在、町のヘルパーさん3人おりますけれども、それぞれ賃金の差というものが出てきます。

それで1名の方につきましては2万8,000円程度減額、もう1名の方につきましては2万円程度減額、そしてもう1名の方につきましては1万2,000円程度増額となります。それで減額になる方に対して、この低くなった分を何とかならないかということで、私も社会福祉協議会さんの方に是非上げて欲しいということで要望は出しておりますけれども、社会福祉協議会さんの賃金というのは、理事会にかけて増額というものを認められなければ増額というものが出来ないと、それでまず事業を運営して歳入の部分で、その事業の報酬というものが入った時に、事業運営の採算が取れるかどうかということもありますけれども、それをまずみて、それで事業運営がきちんとなるということの上で、賃金アップというものを考えていきたいというお答えをいただいております。ただ、町の職員として雇用されていた時よりも、かなり減額になる方がいるということで処遇の改善という面でも賃金のアップというものを、これからも要望していきたいと思っております。

それと福祉会も含めました中での、全体的に介護職の賃金が低いのではないかということで、その対策としまして町の方で支援が出来ないかというご質問でございますけれども、本当に介護職というのは大変な仕事だと認識しておりまして、全体的に低いということは、うちの町も含めて言われていることでございます。それで27年度で福祉会への建物への償還が終わるということで、その部分がこれからはどの部分への支援にしていくかということと、賃金アップのための例えば補助金でありますとか、そういうことも含めて色々と調査をしながら、これからも支援は続けていきたいと思っておりますし、処務改善はなされていくべきだというふうに私も考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 89ページの重度心身障がい者ほか医療費扶助費にかかわるご質問ですが、この制度の対象となるものにつきましては、あくまでも医療費が対象となっております、交通費がこの制度の対象とはなっておりませんので、それはまた別の制度になるのかなと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長(伊藤敦子君) 交通費の助成につきまして補足のご説明をいたします。

手帳を身体障がい者、精神的障がい者、療育手帳を持っていらっしゃる方に対しましては、国の助成制度としてJRでありますとか、航空運賃でありますとか、バス運賃の割引がそれぞれ細かな取り決めを持ってされているところがございます。町独自の交通費の助成としましては、特定疾患の方への交通費の助成と、あと精神障がい者に対する手帳を持っている方への交通費の助成がございます。それで特定疾患と精神障がい者の交通費の助成につきましては、93ページに額が載っておりますけれども、精神疾患に対しましては3分の2、精神障がい者に対しましては2分の1の交通費助成をしております。国の助成制度に関しましては、当町の予算には反映されておられませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(波岡玄智君) 質問が募集関係のハローワーク等々の活用ってことでありましたけれども。どうぞ。

○福祉保健課長(伊藤敦子君) 答弁漏れがございました。ハローワーク等での求人されているところが多いということのご質問だったと思っておりますけれども、福祉会などではハローワークに常時募集を出しております。その中で賃金も表示されるわけでございますけれども、ハローワークの募集含めて、町内また管内の募集などについても賃金アップ含めた中で支援をしていきたいと思っております。

○議長(波岡玄智君) 加藤議員。

○10番(加藤弘二君) 福祉保健課長の答弁の中で、福祉会野いちごの関係の職員の賃金アップに触れての答弁で、私は社協の答弁だけかなと思ったのですけれども、それもそうだったかと、では改めて介護ヘルパーの賃金について、課長の答弁では今後できるだけ町としても、収入が良くなるということで努力したいというのは是非やっていただきたいと思っております。

ただ、今回の介護保険制度の改定によって、要支援は介護保険制度から外れるんだという事と、それから町がやるのではなくて、そういう要支援の方々へは、町としてボランティアでやってもらうだとか、そういう方法が示されているように思うのですけれども、今回の町が雇っていたものを社会福祉協議会に渡すという、その移行の部分については、そういう制度の改定に伴うものというのは含まれているのかいないか。その辺も合わせて、それは関係なくやっていますよ、ということでの答弁なのかということですね。先ほどの福祉会の方も調理師、清掃、看護師、介護この辺の部分に対しても今後、

町としても検討してみたいという返事だったかどうか確かめたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） ご質問にお答えいたします。介護保険制度の改正によって要支援が外れるということが言われておりますが、要支援という制度はなくなりますが、要支援のサービスの中で通所介護デイサービスですね。デイサービスと訪問介護をボランティアも含めた中で考え直すということで、地域支援事業という他の町の事業への移行ということが示されております。ボランティアも含めるというふうにはなっておりますけれども、ボランティアだけではなくて、今までの介護事業所をお願いするという形でも良いという方向で出されておりますので、どういうふうにするのかということは、26年度中に策定いたします介護保険計画の中で、策定委員さんいらっしゃいますので、その中で揉んで行こうとは思っていますけれども、今のところ介護事業所さんをお願いするような形で、うちの町では行くしかないといいますが、ボランティアさんがやっているような事業というのは中々ございませんので、介護事業所さんの方をお願いして行こうかなということは、今のところ考えております。

そのことも含めた中で、そのまま移行していくという形であれば介護事業所さんの中でやっていただくということで、今のところは考えているということでございます。福祉会の従業員の方たちへの処遇改善ということに関しましては、介護職員の方だけではなくて委託している部分についての賃金アップというのが、どの程度可能かどうかというのはちょっと解りませんが、その辺の事情なども今後福祉会さんとお話をしながら、その点についても考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 6番中山議員。

○6番（中山真一君） 95ページ、107ページの臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に関連して、ちょっとお尋ねさせていただきます。臨時福祉給付金は対象者が1,100名くらい。それから子育て世帯の臨時特例給付金が846人ということは足すと1,946人、6千数百人の浜中町民のうちこれだけ対象になるのかなという気がするのですが、子育て世帯の臨時特例給付金の給付額は対象児童1人に付き1万円ということですが、これは児童手当をもらっている人ということですが、この年齢層、浜中町のうち846というと割合からいうと、どのくらいの割合になるのか。それが解れば教えていただきたいなと思います。それから子育て世帯の臨時特例給付金ですから、あくまでもこのお金はその世帯にはいるということですよ。そういう認識で

よろしいのでしょうか。

それから福祉給付金の方は、これは個人に入るやつですので家族によっては家族何人分かがその家に入ると捉えてよろしいのか。その確認をさせていただきたいなと思います。

それから次に97ページ、在宅福祉に要する経費の敬老祝い金についてお尋ねをさせていただきます。条例によりますと99歳が5万円、88歳が3万円という給付ということですが、24年度に71万円、25年度は120万円と、そして今回また137万円とどんどん膨れてきているのですが、それだけ対象者が増えてくる高齢化になってきていることだと思いますけれども、この137万円26年度の計画は99歳何名、88歳何名の予定なのか。それを解れば教えていただきたいなと思います。

それから、先ほど101ページですか、10番議員さんの方からホームヘルパーサービス事業が社協に移ったということで、町直接で25年までやっていたやつが社協に移ると、それで昨年の予算書を見ましたら、その中の在宅介護支援に要する経費のホームヘルパー賃金889万1,000円というのが載っていましたが、これが全くそのまま無くなったということで、ここで雇われていた3名の方が全員社協に移るという認識で宜しいのかどうか。その確認をさせていただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 臨時福祉給付金のご質問にまずお答えいたします。

846名の方を今のところ見込んでおります。何名くらいの中から、この方たちが何%くらい対象になるのかということをございますけれども、ほぼ全員の方がこの給付金を受けることになろうかと思えますけれども、臨時福祉給付金が支給された方は除かれますので、その調査を持って臨時給付金が支給された方は、この中から除かれていくということになります。それで人数については今のところ解っておりません。児童手当の支給が世帯に入るのかということですが、保護者の方に入りますが、その支給先は保護者の方が選んで、お母さんの口座に入るのか、お父さんの口座に入るかはご指定の口座に入るということになります。

それと臨時福祉給付金ですが、児童手当と同じようにどの口座に入れてほしいかということは、個人個人の要望によりますので個人の方が指定した口座に支給をされることになります。

敬老祝い金につきましてお答えいたします。敬老祝い金、年々額が増えて来ておりますけれども、25年は88歳40名の方に支給をいたしました。それで26年ですけれども、今のところ予定としては88歳の方が39名で、99歳の方が4名と予定をしてございます。

101ページのヘルパーサービス事業に関してのご質問ですけれども、現在、浜中町のヘルパーステーションには3名の方が雇用されておりますけれども、全員移るのかどうかのご質問でしたが、全員社会福祉協議会の方に雇用していただけるということになっております。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） そうすると子育て世帯臨時特例給付金は浜中町の全員が対象者であるということで理解致しました。それで間違いないことを確認させていただきたいと思っております。

それから97ページの、先ほどの敬老祝い金ですが88歳39名、99歳が4名ということですが、この件につきまして昨年私88歳、99歳といいますと、このお金は果たして自分で使えるのかなと88歳ならまだ使えるかも知れませんが、99歳の方ということは、家族が使うことの方が多いのかなという気がするのですが、昨年ちょっと私、現金じゃなくて商工会の発行する商品券か何か、町内でそれが使われるお金にならないだろうかということを申し上げましたら、検討したいということをおっしゃったような気がしております。その辺でどこまでそういうことで検討されたかどうか。可能性があるかどうか。その辺ちょっとお知らせいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 子育て給付金の事に関しまして、ほぼ全員と申し上げましたけれども、所得制限がございますので25年度の所得によって、その制限にかかると方は支給がされないということで、ご理解いただきたいと思っております。

それと敬老祝い金に関しまして、昨年の定例会で商品券で送ることが考えられないのかというご質問がございまして、まずは担当係内で協議をしまして、商工会さんの方にご確認をいたしました。それで現在、商工会の加盟店で190店の全てで利用できる共通した商品券がないということで回答をいただきました。その商品券に代わるのとして、ピリカスタンプ会に加入しているお店が43件ございまして、そのスタンプ会で利用できる商品券があるということでした。190店ある内の43店しか加入されていな

いということでしたので、ピリカスタンプ会での商品券というのは、その商品券でのお祝いというのは全てのお店に対しては不公平があるということで、そぐわないのではないかと結論をいたしております。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） ただ今の敬老祝い金の件ですが、確かにそういうことで検討したけれどということなのでしょうけれども、私、昨年は何処か他所の町村でやっているということを新聞か何かで読んで、それで申し上げたと思うのですよ。他所の町で出来ていることが、うちの町で出来ないことはないはずですから、商工会ともよく相談した上で商工会のところで使えるような商品券を発行してもらう手段を、僅か137万円と言いながらも、この金が町外に流れない事を考えるためにも、そういうことが必要かと思っておりますので、そういうご検討をもう一度されたらと思っておりますが如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 他の町で実施をされているということで、近くでは鉦路町さんでこの事業を実施されていると記憶しております。

ただ、全店で使用できる商品券というのが、今のところ商工会で無いということで、そのような商品券を開発していただけるのであればしていただきたいということで、今後ともご要望をしていきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 数点お聞きします。まず89ページ重度心身障がい者医療費扶助ですけれども、これは先ほど25年度10月末で174人の方が受給されているということですが、まずこの受給資格を得るのに至る条件というのですか、それを示していただきたいのと、この周知はどのようにされているのかということですね。まずそこをお聞きします。

それと、その下の子ども発達支援事業の委託料ですね。これは確か榊町の保育所のあとを利用して、厚岸からの出向で日常生活支援の事業と認識していますけれども、これの現在の利用状況何件、何名の方が利用されているのか。それとここで委託料35万2,000円、その下に負担金77万5,000円があります。多分厚岸に行って子供支援センターで一緒だと思うのですが、委託料と負担金ですから、それぞれ人が違うのかなとは思いますが、この辺の説明をお願いします。

それと99ページ、介護予防自立支援ですね。これは様々な支援項目があったと思

ます。例えば除雪ですとか、外出支援ですとか、そこの内訳と利用状況、それとこれにかかる利用者負担ですね。利用者負担が発生するもの、ショートステイについては歳入の方でも載っていますので、これについては費用が発生するのかなと思うのですが、他に利用するに当たっての費用が発生する支援があるのか。

それと、その上の老人生きがい対策の高齢者事業団育成事業補助となっていますけれども、この事業団育成事業というのはどういうことなのか。単純に高齢者事業団に対する補助じゃなく、育成事業というからには何かここで事業が発生しているのかなというふうにも思うのですが、そこら辺の確認と、このタイトルですね。老人生きがい対策、昨日ですか障害の害という字はどうだということもありまして、老人生きがいというのは、どうもちょっと抵抗があるかなと思うので、高齢者生きがい事業にでも直した方が良いのかなと思うので、ついでに聞いておきます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 89ページの、重度心身障がい者ほか医療費扶助費についてのご質問にお答えいたします。まず条件につきましては、先程の加藤議員さんからのご質問にもお答えしましたが、一応、対象者というのが身体障害者福祉法施行規則の1級、2級、または3級に該当する方。それから精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて、医師において重度の知的障がいと判定されまたは診断された方、それから精神福祉法施行に掲げられている1級に該当する方、こういう方が該当者となります。それで周知をどうしているかということでございますけれども、福祉保健課との連携の基に、こういう方がおられた時には、必ず私どもの方に連絡が来ることになっておりますので、それで把握しているところでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 89ページの子ども発達支援事業に要する経費に関するご質問にお答えいたします。現在のところ厚岸の発達支援センターから榊町に出張いただいで、月に2回程度実施をしているところでございますけれども、利用人数は現在のところ11名いらっしゃいます。

それで、予算の中で委託料と負担金という項目で上げさせていただいておりますけれども、子ども発達支援事業、この予算の中には町で行っております、白糠学園からのご協力を得ながら行っている相談事業についての予算も含まれております。それで委託料につきましては、子ども発達支援事業委託料ということで、白糠学園から出張していた

だいている心理士さんでありますとか、理学療法士さんの委託への委託料をここに挙げさせてもらっています。負担金補助及び交付金の負担金につきましては、厚岸子ども発達支援センターへの全体の補助金を厚岸町さんが出しているのですけれども、その中で人数割として、浜中町では77万5,000円を支払わせていただいているということでございます。

自立生活支援に要する経費の中で、それぞれのサービスで利用者がどのくらい居るかということでございます。委託料の中で高齢者在宅生活支援事業委託料ということで挙げさせていただいていますけれども、この中には除雪サービスと社会福祉協議会に委託しております自立支援事業と外出支援、それと野いちごさんに委託しております短期宿泊、それと事業所さんに委託している布団乾燥が含まれておりますけれども、それぞれの利用者、人数につきましては除雪サービスでは登録者が29名、自立支援といって自立支援ヘルパーさんが入っている事業につきましては17名です。外出支援につきましては49名の方が登録をされています。短期宿泊につきましては、利用者が年間3、4人の方がいらっしゃいますけれども、その都度の申請になりますので、これは登録されている方は現在のところおりません。布団乾燥につきましては、必要な時に申請をさせていただくということであり、現在のところ申請していらっしゃる方は、今のところおりません。それと利用者負担についてですけれども、除雪サービスの利用者負担はございません。

それと自立支援事業につきましては、利用時間が30分未満の場合が150円、30分から1時間未満が300円、1時間以上になりますと450円で、30分増す毎に150円となっております。外出支援につきましても、自立支援サービスと同じ金額になっております。短期宿泊事業につきましては、1日につきまして3,000円のご負担をいただいております。布団乾燥サービスにつきましても自己負担はございません。

それともうひとつのご質問、老人生きがい対策に要する経費の高齢者事業団の育成事業の補助ということで育成ということの意味ですけれども、高齢者事業団の育成事業の補助の内容につきましては、指導員さんのお給料と、あと車両の維持管理費ということでご支援をしておりますが、育成という意味ですけれども、高齢者事業団さんが構成員の新しい募集でありますだとか、来年度26年度予算では賃金から委託料に変わった等という内容の、これからどうしたら良いかという助言でありますとか、あと高齢者事業団さんからの色々なご相談に応じていくということで、そういった意味で育成事業の補

助という内容として、補助の名前ということで付けさせていただいております。それと老人生きがい対策ということで、私もちょっと疑問も持っておりましたけれども、老人という言い方は殆どされておられませんので、是非これは変えて行きたいなと思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 89ページ心身障がい者の医療費給付で、多分聞き方がまずかったのですが、この資格を受けるための要するに所得的なものといえますか、質問はこれが2回目なので僕の方から聞きますのでもし違っていたら、そのように答えていただきたいと思えます。

これは世帯全員が町民税非課税でなければ対象にならないと聞いたのですけれども、まずその辺の確認、本人だけではなく世帯の全員が非課税でなければならないというふうにネットで見ても、そうとれるのかなと思ったのですけれど、そこら辺の資格云々です。それで先ほど周知については文書等という話だったかと思うのですけれども、この174名の方、25年度10月末というからには、ずっと積み上がっている、ずっと継続されている方も当然居るので昨年度は何名増えました、24年度は何名増えましたと、せめて2年くらい前までの増えている状況を把握できればと思えます。

あとは自立支援事業での、サービス料が発生した場合には、それぞれの例えば社協さんなら社協さん、野いちごさんなら野いちごさんに対して直接支払われるということですのでよろしいかどうか。以上、お願いします。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 89ページの重度心身障がい者医療費助成にかかわるご質問にお答えいたします。資格の条件の中には、所得は謳われておりませんので、先ほど申しあげました障がい者に該当になれば、全ての方が該当になるのかなと思えます。

それから対象者でございますが、24年10月末で172名、25年が先程申しあげた174名です。23年の10月末が174名です。大体このような数字で推移しております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 自立支援サービスに関する自己負担についてですけれども、自己負担については、それぞれの事業所に支払っていただくということになっております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） この医療費扶助については、所得制限はないと捉えて良いということですか。申請すれば全て給付の対象になるということで間違いありませんか。もう一回帰ってから調べてみますけれども、そうではないと思ったんです確か見た限りでは。今この制度の資格基準には所得制限はないと、特別その所得に関しての制限は設けてないという答弁で間違いございませんか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 私、条例を読みながらお話をしているのですけれども、少なくともこの条例の中には、この所得というものは書かれておりませんし、逆に医療費の助成を受けようとするもの及び同居の親族は町税等を完納していること。という条件もございますので、所得に関しての制限はないと考えております。この条例の中には、所得に関しては謳っておりませんので間違いはないと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） すみません。先ほど介護予防自立支援事業の事業所さんに払っていただくとお答えいたしましたけれども、事業所さんを通じて町の歳入になりますので、町の方に支払っていただくということが本当のお答えでございます。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 2点お伺いいたします。

83ページ、社会福祉関係扶助に要する経費の施設入所者訪問交通費助成56万円ありますが、入所者に訪問するということでありますから、管外と言いますか全道的になるかも分かりません。どういう地方のどういう施設に、どのくらいの方々が入所されていて、そのご家族の方が年間どのくらいの頻度でお会いに行けるのかなのか、お知らせいただきたいと思います。

それからもう1点は93ページ、新規ということでありますので聞いておきたいと思いますが、障がい者福祉に要する経費の委託料、障がい者福祉計画作成委託料ですね。258万6,000円ということですから、27年から29年までということですから、3カ年の計画を立てるということで、これは過去にないもの、一応資料には新規となっておりますけれども、過去にあったものが例えば名前が変わったとか、今回どういう福祉計画の形を教えてくださいたいと思います。どういう形が想定されるものなのか。どういう機関にその計画を委託するのか。どのくらいの方々が、そこに該当するのかということ

も含めてお知らせいただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） まず83ページの施設入所者訪問交通費助成でございますけれども、これは施設に入所されている方について、ご家族の方が施設を訪問される時に交通費を助成するというものでございます。道内の施設に限らず道外の施設、道外の施設に入っていられる方は今いらっしゃいませんので、道内の施設どこにあるとも施設に訪問されるときに交通費実費の2分の1を助成してございます。施設に入ってもらえる方が今何人居るかということで、現在8名の方が施設に入所されておりますので、一応8名の方の年額は平均して7万円程度の予算計上をさせていただいております。

それと障がい者福祉計画の作成委託料でございますけれども、これは27年から29年の3カ年の計画となっております。それで内容としましては、介護保険サービスで、サービスが何人使って、どのぐらいのお金がかかってというような計画を作成しますが、これも障がい者のサービスをどのぐらいの方が対象となって、どのぐらいの方が利用なさる計画になるかということと、障がい者の方のニーズ調査もその前段で行うというふうにしています。この障がい者計画というのは27年からは第4期、今までもずっと策定をしております、今は3期だったと思います。それで今度は4期の策定となります。障がい者の方のニーズ調査を実施するというにしておりますけれども、障がい者の方、現在370名の方を対象に、その方たちが対象となるサービスでございますので、その方たちへのニーズ調査を実施しようと考えております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 福祉計画の関係は4期目ということで解りました。ニーズ調査をするということで、どういった機関に作成委託するのか1点教えていただきたいと思っております。

それから施設入所の関係で8名、遠い方は多分道南の方の施設、後は道央の方の施設に行っているかと思いますが、遠方の方にも頻度は希望すればお会いできるのかということはどうなっているのでしょうか。その辺も、もう一度お聞きしたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 施設入所者訪問の助成ですけれども、遠方の方でも特に回数制限というのはございませんので、行った時に2分の1を助成するという形でし

ております。あと障がい者の計画の作成をどのような事業者に委託するのかということでございますけれども、3期目までお世話になっている業者さんがございますので、行政さんということになります。同じように今までの評価も含めながら委託をして参りたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 数点にわたって質問をさせていただきます。最初に5番議員からも質問があった臨時福祉給付金交付に要する経費の中身ですけれども、支給対象者あるいは支給額申請関係について詳しくご説明をいただきましたので、それ以外の部分で質問をさせて頂きたいのですが、支給対象外の方は、逆に言えばどういう方になるでしょうか。それと支給額の請求ですけれども現金給付になるのか、あるいは口座振替になるのか、その辺を聞きたい。

それからもうひとつネットで調べてみましたら、配偶者からの暴力を理由にして避難している方の扱いが出ていましたが、そういう方に対してはどのような対応の申請の仕方があるのか。それをお聞きしたいと思います。

次ですけれども、95ページの老人福祉母子健康センター管理に要する経費の備品購入費であります大型物置の購入ということで115万5,000円、結構大きな物置だということですが、福祉保健課の周辺にそういう大きな物置を置ける場所がありましたでしょうか。後はどういうものを格納するのか。その辺をお聞きしたいと思います。

それから次の97ページ、デイサービス事業に要する経費の補助金ですけれども、400万円くらい増えております。これについては利用者の増なのかどうか。それとその下の老人福祉施設措置費に要する経費ですが、これについても620万円くらい前年から見ると増えております。これも入所者の増だと思うのですが、私の記憶では根室の隣保院と弟子屈の倅和園というのは、二つの施設に入所されている方だと思っているのですが、何名ずつ入所しているのか。措置費も2つの施設であれば幾らいくらと解ると思いますので教えていただきたいと思います。それと社会福祉法人、野いちごの浜中福祉会に関する部分ですけれども、これは去年も聞いたのですけれども、27年度で償還が完了するという見込みでございます。

それで第6期の介護保険事業計画が、平成27年から29年までの3カ年で計画されるということですから、この部分で例えば増床計画だとか、あるいは大規模改修こんな

のが出てくるのだろうか。この辺ちょっとお聞きしたいと思います。増床になるとすれば当然介護保険事業計画第6期になっているんですけども、その中に入ってくるのかなど。それと関連して認知症の対応ですけども、認知症の施設がありますよね。それなんかについて、増やす可能性が事業所が増えるというようなことがあるのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

あと109ページですけども、保育所の常設保育所運営に要する経費の委託料ですが、保育所の設計耐震診断業務委託料が出ております。この結果、補強が必要だとかあるいは早急に建替えが必要だとかという部分が出てきました時に、どのように対応するのでしょうか。昭和51年建設ですから築38年経過している訳ですけども、この辺は診断後の結果早急に補強工事をするのかどうか。以上、お願いします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） まず臨時福祉給付金についてのご質問にお答えいたします。先ほど対象者についてご説明をいたしましたけれども、対象外となる方についてのご質問にお答えします。対象外となる方は町民税が課税されている方、それと町民税が課税されている方に扶養されている方、それから生活保護制度につきましては、同様の給付がなされますので被保護者となっている方は対象となりません。それと現金給付か口座振替かということでございますが、原則的には口座振替での支給となります。ただ口座振替が出来ない方については、現金支給も可能であります。

それと配偶者からの暴力を理由に避難している方についての支援ですけども、申請を待たないで、事前の申出書によって住民票のある市町村で支給の申請ができるというふうにはされておりますので、色々ところで情報を得て申請をさせていただければ支給が出来るということになっております。

95ページの、老人福祉母子健康センター管理に要する経費の備品購入費物置についてでありますけれども、大きさについては10.4坪の物置の購入を予定しております。場所につきましては、今の調剤薬局と商工会の間に空き地がございますので、そこに設置をしたいと考えております。そこは町有地でございますので、場所的にも町有の場所に設置をさせていただきたいと思っております。それとどういう物の中に入れるのかということでございますけれども、町で保有している貸出用のベッドですね。20台程保有して半分程は今貸し出してありますけれども、それとか車椅子ですね、車椅子が老人福祉センターの2階のところいっぱいになっておりまして、廊下とかにも置いている

のですが、消防からも、それを別の場所に移動させてくださいという指導がございました、そういう物も入れさせていただきたいと思っております。

それと97ページのデイサービス事業に要する経費の、補助が増額となった理由でございますけれども、利用者増ではないかというご質問でしたが、利用者的には少しずつ増加はしておりますが、理由として聞いておりますのは、施設内の例えば老人特養部分とデイサービスとの人事異動によって、ベテランの方がデイサービスに配置されることによって、人件費が上がるということで人件費分のアップと聞いております。それと浜中福祉会に要する経費の部分で、27年度償還が終了するということで増床の予定があるかというご質問でございますけれども、27年から29年の第6期の介護保険計画が26年度に策定委員会を開きまして策定をいたします。それで、その中で増床などにつきましても検討がされるとは思いますが、この定例会に何度かご質問がありました、介護従事者が非常に不足しておりまして、介護従事者が中々定着していただけないということもございまして、増床したとしても介護従事者を増やしていかなければ中々増床の見込みが立たないということでございます。

それと今、待機者が確認して参りましたら29名ということで、少しずつ減ってきているということと、あと認知症のグループホームの増床のことも、先ほどご質問に出ましたけれども、今認知症のグループホーム2床、実は空いております。グループホームというのは自己負担額が高いものですから、中々入所希望される方が居ないということで今のところ空きがあるという状況ですので、その部分も含めました中で、26年度中の計画策定で色んなことを検討しながら、当初計画についても検討していきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 109ページの霧多布保育所耐震診断委託料についてお答えいたします。診断の結果、補強が必要かまた今後どうするかという点についてお答えいたしたいと思っております。どのような結果になるのかは、診断後でなければ当然解らないことですが、補強の内容それと費用どのぐらいかかるかということも吟味し、保育児童の安全面を一番に考えながら、ただいま保育所運営協議会でも今後の保育所の在り用も検討しているところでございますので、それらを見通してしっかりどうするかは判断していきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 600万円アップの件について、福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） すみません。答弁漏れがございました。97ページの老人福祉施設措置費に要する経費でございます。それで内訳でございますけれども、この増額の理由ですけれども入っている方が3名ほど増えました。その措置費が増加したことよっての増額となっております。

今、入っている方の内訳としましては、根室の隣保院が7名、そして弟子屈町に倅和園という施設がございますけれども1名、釧路市に長生園という施設がございますが1名の計9名の方が入所されております。施設ごとの措置費というのは、ちょっと押さえてはいいのですが、一般入所者というのが介護認定を受けていない方の入所者で、特定入所者というのが介護認定を受けている方の入所者ですが、その内訳についてご説明を申し上げます。一般入所者が3施設で4人おまして、一人平均16万円、4人現在いらっしゃいますけれども、新規の方2名を含めまして6名分の12ヵ月、ひと月16万円ですね。16万円の6名分の12ヵ月ということで1,152万円、そして特定入所者介護認定を受けていらっしゃる方ですけれども3施設7名ございまして、1人平均月12万円の措置費となっておりますので、現在の7人とプラス新規に2名の方が入るという予想をしまして、9名の方×12万円の12ヵ月で1,296万円ということで合わせて2,448万円の計上をさせていただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 85ページの対象外の部分ですけれども、町民税を課税されている方、それから、その課税されている方に扶養されている方が対象外、生活保護もそうだということで理解しました。

それと口座振替か現金かという部分についても、原則は口座振替で支給もありえるということですね。それと配偶者からの暴力を理由にして避難している方については、それぞれの実際に住んでいる市町村に申請をすれば支給されるという、支給できるということよろしいでしょうか。その辺をちょっと聞きとれなかったので、もう一度お願いしたいと思います。

それから物置の関係ですけれども10.4坪といたら結構大きくて、どういう物が入るのかなということで興味があったのですけれども、ベッド、車椅子、確かに今現在、施設内おかれている状況知っています。何とかならないのかなと思っていましたら、そういう物置を配置して、そこに格納するということは良いことだなと思っています。ただ場所ですけれども、調剤薬局と商工会の間と言いましたけれども、あそこにも既に物

置ありますよね。そこに除雪機械とかも入っていたと思うのですけれども、スペースありましたでしょうか。既存の物置をずらして置くということであればできるのかなと思うのですが、スペースがあるかどうかもう一度お答えください。あれば結構ですけれども。

それから97ページのデイサービスの増ですけれども、これは特養施設内の人事異動に伴う賃金の増が大きく影響しているということです。その辺は理解をいたします。措置費の関係ですけれども、隣保院に7人、倅和園に1人、釧路の長生園にという私記憶になかったのですけれども1人ということで、現在9人の方が施設入所されているということがわかりました。そのうち一般入所が4人で、プラス新規分2人を加算して6名分を予算計上していると。それから特定入所についても9人分で算定しているということが解りました。

次に、浜中福祉会に要する経費の話でありますけれども、増床の関係について伺いました。これについては、第6期の計画で検討をされるということですが、思った以上に待機者が減っているというのは聞いてびっくりいたしました。入所されている方、今年の春先に結構続けて亡くなられたりしているのが待機されている方も、この後、直ぐに入れるということで結果が良かったのかどうか別にして、これだけ減ったというのは良い傾向かなと。町民にとっては結構長い間入所を待っている方に対しては良かったのかなと思っています。

それとグループホームの関係ですけれども、2床も空いているというのも、これは結構お金がかかるということで、今度の新しい計画を作る段階では増床になるのでしょうか。こういう状況で今の推移でいけば保険料の値上げとかも考えなくても良いのかなと思っておりますけれども、今とりあえず介護保険では特別会計の方に聞けばいいのですけれども、その計画を作るにあたって今、月2,900円平均ですけれども保険料がアップすることになるのかどうか。増床とかそういう新たな計画が出来なければ増やさなくても良いのかなと思うのですが、その辺をお聞きしたいと思います。

それから最後になりますけれども保育所の耐震補強の関係ですけれども、内容とか費用とかどのくらいかかるのか、診断の結果を見なければ解らないというのはその通りだと思います。子供の安全が一番大事ですから、運営協議会の方とも結果を踏まえて十分協議をして行くことが必要だなと思っておりますけれども、建替えが必要だとなる可能性もありますよね。その場合ですけれども、今の位置になるのか、あるいは将来のこ

とを考えて安全安心のことを考えると高台にというふうになるのか。その辺も考えがあればお聞かせください。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 臨時福祉給付金についてのご質問にお答え致します。配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援についてということで、広報がされているかと思えますけれども、避難されている場所に住民登録をされている方は、まずはその町村に申請をしていただくというのは基本であるかと思えます。住民登録を移すことができていない方につきましては、現在住んでいらっしゃる市町村に、申請をしていただくことによって、それが申請できる場合があると書いてあるのですが、申請ができるのではないかなと考えております。

それと老人福祉センター、母子センターに要する経費の物置ですけれども、物置を置くスペースがあるかどうかというご質問ですが、きちんと計りまして、そこに置ける物置を購入しようと思っておりますので場所はございます。

それと介護保険事業計画が27年から29年の計画を策定するに当たって、施設の入所者の待機者、今減っているという現状でございますけれども、現在の保険料といえますのは、給付費がどんどん年々施設だけではなくて、サービスを利用される方が増えてきているということで基金を取り崩しながらの運営をして参っております。それで、このサービスを利用される方が増えてきているという現状の中で、施設だけではなくてサービスに係る給付費が増加してきておりますので、保険料は上げざるを得ないのかなとは考えております。ただ、そのサービスの利用者のアンケート調査も実施しますので、二次調査の結果などから、サービス利用の意向も確認しながら、その量的なもの金額的なものを考えまして保険料の金額を設定して参りたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 建替えが必要になった場合、どこの場所にというご質問ですが、まだしっかりは詰めてはいませんが、やはり霧多布地区は津波の災害も考えますと高いところといえますか、本当に安全な場所を考えています。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 2点についてお伺いします。ひとつは臨時福祉給付交付金、それと関連しますけれども、子育て臨時給付金この2点についてですが、これは消費税の導入にかかわってくるのが問題だのご説明がありました。消費税を導入する時に食品に

消費税をかけないというのが、政権を担当している一部の政党が主張していたものです。それが結局こういう臨時交付金によって、悪影響を被る人に対する手当をするということで消費税が決まったと、そういう内容だと理解をしている訳であります。まさに政権を担当する政党の中で妥協の産物ではないかということに思えてなりません。

それで、実際に説明を受けますと、福祉課だけで対応できる問題ではないと。税務課とも連携しながら対応を図っていかねばならないかということのようです。それは非課税の問題と課税の問題が絡まっている、そういう色々な苦勞で時間とそれから労力がかかるのですね。通知するあるいは対象者の性質として、知らせるということにしなければならぬし、給付の手当をしなければならぬということで、子育ての方にもあるいは臨時交付の方にも臨時雇用という形で50万6,000円計上されていますね。こういう人件費も全部国でみてくれているのかどうなのかと思います。それと妥協の産物で非常に現場は混乱しているんじゃないか感じておられるかどうか。その事について感じておられなきゃ良いのですけれども、これはどういう点で困難を抱えているのかお知らせ願いたいと思います。

それから老人福祉の関係で今度、社会福祉協議会の方にヘルパーさんが一部分、移行するというお話があつて、給料が月額から時間給に変わったというようなお話もあつたかと思うのですが、これは要支援1、2の人達に対して介護していると、家事介護をするとか色々ありますが、その介護サービスの点での問題ではないかと思うのですが、言われているのが要支援1、2を、それぞれの市町村の社会福祉協議会の方に移行するというのは言われているんです。そうすると要支援1、2の人たちは軽度の認知症の人がかなり居ると。これを早期に対応しないとかなり病気の状況が進むとだから、この手だては必要だということが盛んに言われているのです。

それが介護保険の区分から切り離されて、町から町の社会福祉協議会の方に移行すると。ただ、それは資格をしっかりと持っていなくても出来ますよというような形で移行した場合に、これは認知症の対応が非常に大きな問題、課題を抱えるんじゃないかというのが専門家の中で盛んに言われていた内容ですが、前回もその点について質問をしましたがけれども、人件費については、ある程度国がみるのではないかという答弁がありましたし、今の浜中町の体制では対応ができますというような内容の答弁がなされ、そういう面で賃金の財源確保というのが国からあるのでしょうか。今なお認知症との対応と、これは十分にやっっていけるという見通しをお持ちでしょうか。その点についてお伺いし

たいと思います。

それから同時に、そこに居る職員ですね。ヘルパーさんの資格だとかあるいは研修などが十分にやれる時間的な余裕があるのかどうなのか。そういう人員がしっかり揃っているのかどうなのかということが言えるのかどうか。お答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 臨時福祉給付金と子育て臨時給付金の事務費と申しますか、町のかかる負担について全額国でみてくれるのかというご質問でございます。国からの歳入につきましては、事務費として支給人数が今のところ1,100人とみておりますので、1,100人×1人当たり1,090円程度に事務費が支給されることとなっております。これは概算でございますので、まだ決定ではございませんが、そのぐらいではないかと言われて、概算で予算を立てさせていただいております。もしかしたらもっと増額になるかも知れませんが、その範囲内で予算を建てさせていただいているということでございます。

子育て世帯臨時特例給付金につきましては、給付対象が846人ということで事務費が1,000人未満で限度額というのがありまして100万円ということで、今のところ言われておりますので、まだ確定ではございませんけれども、概算で100万円の補助の歳入の予算を立てさせていただいております。それに対応できるような事務の歳出で予算を組ませていただいております。現実になって不足する部分なども、もしかしたら歳出で計上させていただくこともあるかも知れませんが、今のところはまだ解っていない状況でございます。現場が混乱していないかということでもありますけれども、申請をしていただいた後に、課税状況を確認するということと、どなたかの扶養になっているかどうかという確認をするのに混乱するということは、現場でも今からちょっと考えております。混乱しているかどうかということであれば、混乱しているかなと思っておりますが、出来るだけ早目に支給ができるように頑張っていきたいなと思っております。

2点目の社協にヘルパーさんが移行するということで、要支援1,2の方への介護サービスの点で、このことがあったのかというご質問でございますけれども、今回の社会福祉協議会へのヘルパーさんの移行というのは、要支援1,2の方へのサービスに関することではございません。要支援1,2の方も含めました中での訪問介護のサービス、要介護認定の要介護とついている方、認定されている方も含めた中での全体の訪問介護サービスの事業所を、社会福祉協議会さんに移行するということでございますので、要

支援の方へのサービスが関係しての移行ではございません。

要支援1、2の方の介護サービスが、資格のない方がサービスをすることになるのではないかというご質問もございましたけれども、うちの町では、先ほど申しましたように、介護事業所でのサービス提供の継続ということも可能となっておりますので、できるだけサービスの低下が無いように要支援の判定基準というのは、変わらない支援というふうに判定された方がボランティアでのサービスも可能とはなっていますが、うちはボランティアをしている方が居ませんので、できれば介護サービスに則った形でサービスを提供していきたいと思っております。認知症の方、軽度の認知症の方の早期のサービスということのご質問にございましたけれども、要支援と認定された方は、その介護サービスの方に乗かっていただいて、要支援とまだ認定される以前の本当の軽度の認知症の方については、認知症が悪化しないように介護教室で要介護とならないような介護予防事業の方にお勧めをしていきたいと思っております。

それと、そこに居る職員の資格でありますけれども、訪問介護事業所というのは、ホームヘルパー以上の資格がないと職員にはなれませんので、有資格者が訪問介護のサービス事業所に勤務をすることになりますので資格はあると思います。ヘルパーさんとあと介護福祉士の資格を持った方も何名かいらっしゃいますので、有資格の方からのサービスが受けられるということがございます。研修も出来るかどうかということですが、町の方でも研修旅費というのを計上して研修にも行っていただいておりますけれども、社会福祉協議会さんの方でも研修は町よりも充実した形で予算をつけていただいておりますので、研修には参加できると思っております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 時間給にこれからはなっていくと移行した場合、これは雇う側の理事会なりに掛けて行かなければならない問題だとお答えがありました。時間給と月給とはかなり違うと思います。特に時間時間で動かなくてはいけない、しかも広範なところで対応していくということでは認知症の人も居るだろうし、いろんな人が介護しなければならぬということになりますと、相手とのコミュニケーションは上手くいかないとやっていけないと思いますし、そういう面で賃金が低下するということは、その仕事を目指す人たちにとっても大変な問題だと思いますし、これからどんどん高齢化していく、そういう世の中において、そこを介護するという人達が居なくなるという点では、そういうことがあってはならないと思ひまして、そういう点で町職員がそっちに移行す

るだけの問題ではなくて、きちんと雇用の問題も含めて対応していただくことが求められると思いますし、そうでないとこれからの介護というのは受取ってはもらえない、そういうことをやって欲しい人が入ってこないということになります。そういう点での努力を積み重ねる必要があると思いますが、最後にそのことをお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 介護職員の方々の処遇の問題であろうかと思っておりますけれども、私も議員おっしゃるとおりだと思っておりますので、今後とも介護事業所さんへの処遇改善については、要望して参りたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

次に、第4款衛生費の質疑を行います。

6番中山議員。

○6番（中山真一君） 111ページ広域救急医療対策に要する経費の委託料、電話健康医療相談委託料137万円、昨年の25年度からやられていますけれども、25年全部まだ終わってないのですが、町民にこのことが深く浸透しているかどうか知りませんが、行政サイドとしては、それなりのことをやりながらやってきているかと思いますが、利用件数でどのくらいあったのか。そしてその内容が時間帯等わかれば解る範囲以内で教えていただければと思います。

同じく、次の19節負担金鉤根広域救急医療確保負担金145万8,000円、これはドクターヘリの負担金だと思いますが、ドクターヘリ浜中町に飛んで来ているのが22年16件、23年34件ですか。24年は去年のこの月に聞いた段階では12件ということでしたけれども、確定した数字及び25年度の現在の数字が解れば教えていただきたい。

次に、131ページ資源物リサイクル活動奨励交付金386万2,000円、資源物売却代金が845万5,000円を見ているようですが、その中からの交付金かと思いますが、この資料を見ますと、この財源は過疎債を300万円使っていると、売却代金があるのにもかかわらず、こういう処理をするのか。そのことについて、教えていただければなと思います。

同じくその下の、その他清掃に要する経費の旧じん介焼却場解体工事、大きい工事ではございますが、いつ頃からやってこの工事の具体的な内容について教えていただければなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 111ページの電話健康医療相談につきましてのご質問にお答えいたします。

この事業につきましては、25年の4月の中旬から事業を開始いたしました。利用件数につきましては12月までしか報告が来ておりませんので、12月までの件数でお答えしたいと思います。全体の利用件数ですけれども4月から12月で86件でございました。男女別の集計では、男性が相談者23名26.7%、女性が63名で73.3%となっております。

受付の時間帯でございますが、零時から3時が2件、3時から6時が2件、6時から9時が11件、9時から12時が31件、12時から15時が16件、15時から18時が8件、18時から21時が14件、21時から24時が2件ということで、日中の時間帯が多いという状況になってございます。

内容別の集計でございますけれども、気になる身体症状に関する相談というのが33件、治療に関する相談が18件、ストレスとかメンタルヘルスに関する相談が10件、家庭看護に関する相談が5件、育児に関する相談が5件という状況になってございます。あとはその他ということでございます。内容については以上でございます。

113ページの、負担金補助及び交付金の釧根広域救急医療確保負担金につきましては、ドクターヘリの負担金だけではなくて釧根地域の二次医療ですね。時間外の一次医療というのは各町村ですということになっておりますけれども、一次医療では診切れない、より症状の重い方が二次医療機関に運ばれるということになっておりますが、その二次医療機関の確保の為に負担金でございます。ドクターヘリの件数でございますけれども、23年度の浜中町での出勤数が議員おっしゃられたように30件ございました。24年度の確定数は浜中町では16件の出勤がございました。平成25年度は11月までの集計しか出てございませんが、21件の出勤があったということで報告を受けております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 資源リサイクルの奨励金の財源の関係でございますけれども、清掃費全体でも約1億4,700万円程度の一般財源が必要となってきております。

資源リサイクルの売払い収入については、施設の管理費等に充当している訳でござい

ますけども、過疎ソフトというのは記載の7割程度、次年度以降交付税バックをされるということでございますので、こういう有利な資金を活用しながら、少しでも一般財源を軽減する為の手法だということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 131ページの、その他清掃に要する経費の工事請負費、旧じん芥焼却炉解体撤去工事にかかわるご質問にお答えいたします。じん芥焼却場の解体につきましては、残留ダイオキシンの濃度によって、レベル1から3の3段階に区分され、その区分により解体方法や作業員の防護具等の装備が変わって参ります。

当初、私ども参考として5,800万円くらいの経費がかかるというお話をさせていただきましたが、これは私も後から聞いたのですけれども、ダイオキシンの残留濃度のレベル1から2を想定したもので、そのダイオキシンの濃度を測定したところ9月定例会でもご説明いたしましたけれども、6,000ピコグラムを超える濃度のダイオキシンが測定されました。3,000ピコグラム未満でレベル1、3,000ピコグラム以上4,500ピコグラム未満がレベル2、4,500ピコグラム以上の場合はレベル3という位置付けになりますので、先程申し上げましたように、レベル3ということになりますと、レベル1、2と違いまして解体方法や防護具等の装備が大幅に変わるようになります。

具体的に色々あるのですけれども、例えば、解体作業についてもダイオキシン類等が管理区域以外に漏出しないように、汚染区域全体を建屋の内外から密閉養生することから、大型の建設機械も使えず手持ちの出来る電動工具により手作業による解体作業となります。

また、高圧洗浄等による洗浄水が外部及び地下に漏出しないような方策も取らなければなりません。解体廃棄物につきましても、廃棄物処理法によって一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物と分別して処理処分しなければならず、特にこの特別管理産業廃棄物というものにつきましては、ダイオキシンの3,000ピコグラム未満まで希釈して、それをセメントで固めるというような作業もございます。それらのことから、このような私どもが申し上げました当初の予定金額の約倍になってしまったということでございます。いずれにしましても、このダイオキシンが解体工事によりまして周辺に飛散する、あるいは作業員がこれを吸い込まないというような対応をしなければなりませんので、このような金額になってしまったということでございます。

それから工期でございますが、予定といたしましては、6月の定例会までに入札致しまして、6月定例会で議決をいただいて、その後、半年6カ月の予定で解体を実施したいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 1点目の電話の健康医療相談、結構な数の方が相談されているんだと思いますが、まだまだ知らない人も居るかと思っておりますので、ここにつきましては、機会がある毎に町広報等を使いながら、こういう相談がされていますよというようなことを、今後も続けられたら良いかなと思っておりますが、その辺についての今後の考え方をお知らせください。

それからドクターヘリ、これは本当に釧路から釧路管内で一番遠いところにある我が町としましては、随分助かっているなとドクターヘリに乗った方は、ほぼ皆助かっているんじゃないですか。そういう点ではありがたいことだなと思っておりますので、安易に乗るべきではないと思っておりますけれども、この辺をまた機会がある毎に、ドクターヘリの降りられる周辺の方々のご協力を促すようなことも必要かなと思っておりますので、何かそういう方法も取ってもらったら如何かなと思っております。

それから、じん芥焼却場の工事ですけれども、我々以前から聞いていたのは1億円まで全然行かないような数字だったので、1億1,000万円と膨れてきましたのでびっくりしているのですが、あの時に課長が言われていた中で、このダイオキシンの処理は道内ではできるところがないというような発言をされた記憶があるのですが、やはりこれらにつきましても、だったら何処へどういうふうに運んで、その処理が出来るところがあるのか、その場所等を教えていただければなと思っております。それから、これだけのことですから、こういう仕事というのは、中々専門業者でなければ出来ないのかなという気もするのですが、この辺、町内の業者でできるものなのかどうか。その辺についてもお尋ねさせていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 健康医療相談のPRについてのご質問にお答えいたします。町の広報それから防災行政無線などで今まで周知をして参りましたが、まだまだ周知が不足している知らない方が多いのかなという印象を受けております。担当課といたしましても、健診や健康教室の際に周知をしているということと、あと広報につきましても、今まで以上の掲載をしていくという方向性をいたしております。皆様方

からも是非周知をお願いしたいなと思います。あと会館へのポスターの掲示などもしております。これまで以上にPRをしていきたいと思っております。

ドクターヘリのPRについてのご質問でございますけれども、消防さんとも関連することでございますので、医療担当者会議などでも、広報についてご協力の要請だとか、そういうことも含めました中で、どのようにしていくかということで協議をして参りたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 131ページの旧じん介焼却場解体工事にかかわるご質問ですけれども、ダイオキシン処理の場所ということでございますが、先ほど私3,000ピコグラム未満に希釈してセメントで固めると言いましたが、これにつきましては鉋路管内の施設において処理委託が可能であるということを確認できております。それで万が一、3,000ピコを超えるものということになりますと、道内には処理施設がございませんので、今一番近いところでは青森県にこういう施設があるようでございますが、先程ちょっと確認させてもらいましたら、何とか3,000ピコグラム未満に希釈できるのではないかと確認は取れております。それから業者でございますが、やはりこれだけの特殊な工事ということで、実績のあるそういうノウハウを持っている業者さんをお願いすることになるということであれば、ちょっと町内業者ということにはならないのかなとは思いますが、聞いたところによりますと町内業者でも出来るような工程はたくさんあるよということでございますので、そういう部分につきましては、できるだけ町内の業者さんに卸していただくというようなことをお願いしながら進めさせていただきたいなと思っております、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 2点質問させていただきます。

1点ですけれども、131ページのじん芥処理に要する経費にかかわってです。これは私が12月議会の時に質問したことで答弁になっていなかった部分がありまして、このまま終わってはと思ったので、もう一度質問したいと思っております。ごみをごみ収集車で集めてもらうのけですけれども、個人で持って行った場合に100キログラムまで現在100円です。新しい改定のは10キログラムまで50円で100キロになったら確か500円、大体5倍の金額になるので、どうしてこんなに金額が上がったのかなと、考えてみれば個人で運ぶ人が軽トラでどんと持って行く人が、当初よりとつても増えた

ように思うのです。収集車が運ぶ重さよりも、非常に大きな荷物が運ばれているのではないのかなということから、そういう計算が出てきたのかなと思ったのですけれども、そこを担当している原課ではどういう結果に基づいて、このように個人で運ぶ一般可燃ごみ等について料金が上がったのか。その根拠を示してもらいたいということを以前に言いましたが、その時は答弁がきちんとした満足のいくものがなかったので、このまま行くというのは余り良いことではないなと思ひまして、きちんと整理した形で述べてもらいたいなと思ひます。

2点目は、137ページですが、合併処理浄化槽設置事業補助というのがありますが、これは合併浄化槽の補助で26年度は370万円ということですが、これは業種別で言えば漁業関係が何件で、それから農業関係が何件で、一般の方で合併浄化槽設置事業の補助を受ける方は今年度何件予定しているのか。お願いしたいと思ひます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 最初に131ページから3ページにかかわってのじん芥処理に要する経費の処理手数料の今回値上げに対するご質問にお答えいたします。

町内のごみの量は平成20年度に1,591.3トン、21年度には1,609.74トン、22年度には1,605.46トン、23年度には1,593.99トン、24年度は1,708.54トンということで、平成20年度に比べ24年度では7.4%で117.24トン増えております。

その内訳といたしましては、収集ごみが平成20年度1,090.03トンあったものが、平成24年度には1,024.35トンと6.0%、65.68トンの減と年々漸減している反面、直接搬入のごみが平成20年度501.27トンに対して、平成24年度には684.19トンと36.5%、182.92トンの増と、こちらは年々増加してきております。これらのごみを処分するにあたっては、収集や焼却の委託料と、また、じん芥処理に要する経費と最終処分に要する経費等で、車両機器等の購入や一時的な工事にかかる経費を除きまして、平成20年度には7,715万6,000円だったものが平成24年度には1億819万3,000円と40.2%、3,103万7,000円の増となっております。

一方、歳入では平成20年度が1,331万8,000円、平成24年度では1,391万5,000円と4.5%、59万7,000円の増にとどまっております。内訳は収集ごみが平成20年度1,268万7,000円だったのが、平成24年度では1,

311万3,000円と3.4%、42万6,000円の増、直接搬入ごみが平成20年度63万1,000円だったのが、平成24年80万2,000円と27.1%、17万1,000円の増となっております。

歳出に対しての歳入の割合は、平成20年度が17.3%に対し、平成24年度では12.9%となっております。現在、可燃ごみの処理につきましては、1トン当たり消費税込み2万1,000円で根室市へ委託しておりますが、この4月から消費税のアップにより2万1,600円となります。年間の影響額は102万円となります。歳入を可燃ごみ、不燃ごみに分けることは出来ませんが、1トン当たりの町民の負担額はこの5年間収集ごみで概ね1万2,000円前後、直接搬入ごみでは概ね1,200円前後となっております。

現在のごみ収集の手数料は、直接搬入の手数料を有料にした平成18年度に定めたもので7年を経過しており、また管内の他市町村の状況を調べた結果、収集ごみの手数料については、概ね管内平均で推移しておりますが、直接搬入ごみの手数料につきましては、極端に安い料金設定となっております。このようなことから担当係と致しましては、このアンバランスを解消しながら、町民の方々に少しでもご負担していただけないものかと検討を重ねた結果としまして、12月議会において浜中町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の改正をさせていただいたものでございます。

また、直接搬入されるごみにつきましては、殆どがきちんと分別されておらず、混ざった状態で搬入されるものが多い訳ですが、きちんと分別することにより手数料も安くなりますので、この度の改定をきっかけに、更なる分別の徹底に繋がっていただくことを望んでいるところでもあります。これがじん芥処理手数料の値上げとなった経過といえますか理由でございます。

次に、合併処理浄化槽の関係で補助でございます。26年度の予定といたしましては、5人槽2基、7人槽2基の4基を予定しておりまして、特に農業、漁業、一般というふうに区別して計画は立てておりませんので、一応、町内で4基当初予算に計上させていただいております。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

(休憩午後 3時00分)

(再開午後 3時30分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4款の衛生費の質疑を続けます。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） それでは117ページの工事請負費、斎場改修工事ですね。617万1,000円防衛交付金を活用するというので、それ程急ぎの工事ではないのでしょうか、一応高額でございますので、例えば耐用年数なのか、利用頻度なのか解りませんが、その辺の内容をお知らせいただきたいと思います。

それと、その上の斎場賃金施設管理人賃金であります、306万5,000円、特殊勤務の職場だと思いますが、特殊勤務手当に関してどのようになっているのか、お知らせいただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 117ページの斎場管理に要する経費の、まず工事請負費の内容でございます。1つには火葬用台車ですね。これの修繕と火葬炉の中のレールがございまして台車を入れるためのレール、これが曲がったりして段々入れにくくなっているということで、これを取り替えるのに97万2,000円、それから火葬炉バーナーモーター及び燃焼コンバーナーの取替えということで39万2,000円。

それから火葬炉の排気筒煙突ですね、これは斎場が昭和60年度に建設しておりますが、それ以来修繕しておりません。この度交換修理するもので、これが1号2号炉で480万6,000円となっております。それから賃金でございますが、確かに特殊な職場でございますけれども、斎場だけでなく最終処分場あるいはリサイクルセンターに勤務されている方々も同じでございますが、特殊勤務手当ということで、1日に付き140円、年間大体3万円くらいになりますけれども、手当として支払っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 改修工事の方は昭和60年代建設で、そろそろ取替えに来ているということで、煙突が一番高額だそうですね。高額だということで了解いたしました。この取替えは勿論交換で1号2号と交換でやるのでしょうか、それはそのとおりでということよろしいですか。

それと特殊勤務手当ですね、1日140円という年間3万円程度というのが、最終処分場も普段ありますよと、リサイクルセンターでも勤務していますよと、それで斎場の必要な時は1日140円の特殊勤務手当これはどうでしょうかね。ずっと何か昔から見

直されなく、ここだけぼつんと残っているような気もしない訳ではないのでありますが、その辺はどうお考えなのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） この特殊勤務手当の関係でございますけども、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、私の記憶の中でお話しさせていただきますけれども、基になる数字が正職員の特殊勤務手当月額何千円かというのがございます。それを日額に計算し直した数字ということで、遠い過去に決めてそのまま取り残されているということではございませんので、その辺あくまでも正職員の手当に準じて、それを日額に直しているということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 正職員の手当をということで、解ったような感じもしない訳でもないですけども、多分、他にも色々こういう手当も含めて何といたしますか、今と時代が合っていないようなこともあるかと思いますが、どうか一度考え直された方が良いんじゃないかなと思いますが、その辺のことを最後に聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 議員おっしゃるとおり、私もこの金額は如何なものかなとは考えるところはございましたけれども、私どもだけに限らず町全体でのことでございますので、各関係する課と検討、協議させていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） これは各課にわたる相談事項ということですから、これは町長のやはり指示ということも必要なこととなりますので、どうぞお願いします。

町長。

○町長（松本博君） 町民課長から全体にかかることだからということで、一瞬その答えが出てちょっと困ったなど、今までそんなお話ししてないのにと感じていましたけれども、今後、そんな機会も含めて作っていきたいと思っていますので、ただ、今正職員の手当の分は順次切られているという実態もありますから、余りやっていると、それも無くなるという可能性もありますので、程々にやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 単純な疑問を聞きたいと思います。まず115ページ感染症対

策に要する経費の予防接種助成ですね。昨年30万円の予算だったと思うのですがけれども、今回7万4,000円ということで凄く減ったなと思っているのですがけれども、まずこの減った理由。

それと119ページ、こちらは逆にコンピューターの借上料が、昨年5万7,000円、それが今回70万円と大幅に増えている理由、その上の点検委託料も約倍くらいに増えていますので、そこら辺も絡めて聞きたいと思います。

112ページ、浜中歯科診療所改修工事ですがけれども、ここをもうちょっと詳しい内容と築年数はどれくらいなのかと加えまして、茶内の診療所もかなり老朽化かなと思うので、茶内の歯科診療所の築年数も解れば教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） まず感染症予防の接種助成の減額についてご説明申し上げます。この扶助費予防接種助成につきましては、普通の予防接種は接種券をこちらで発行して接種券を持って行って医療機関に掛かっていただいて、その接種券によって請求書をいただいて町の方でお支払いするという形を取っております。

ただ、この接種券で接種をしていただけないのがありますので、その医療機関にかかれた時に、まずはご自分で支払っていただいて、そして自分で支払った分を後で町の方に受けた方が請求をいただいてお支払するというので、助成を出しているものでございます。それで減額の理由ですがけれども、接種券で受けていただく医療機関が増えたということで、ご自分が窓口の自己負担でお支払いになる方が減ったということと、予防接種の種類として子宮頸がん予防接種というのがあったのですがけれども、それが今合わせということで接種を中止しておりますので、その分の減額も含まれております。自己負担で支払わなくてもよくなり、接種券で受けていただく医療機関が増えたことによる金額ということでございます。

それと119ページの茶内診療所に要する経費の、コンピューター借上料の金額の増額でございますけれども、診療報酬が3月に改定になります。診療報酬が改定になった時に、今のコンピューターでは対応できないということで3月に入替えをすることになってございます。それで容量が大きなコンピューターに変わりますので、月額委託料が増額となりまして、今回の増額で予算を計上させていただいております。

それと121ページの浜中歯科診療所に要する経費の、浜中歯科診療所改修工事の内容でございますが、浜中歯科診療所は平成元年の11月に建てられてまして、築年数2

4年を経過してございます。それで外壁と屋根部分がかかなり老朽化といたしますか、ちょっと腐ってきている部分もありまして、雨漏りだとか雨水が入ってきたりだとかする状況になってきておりまして、それとコーキングをしている部分がかかなり痩せて来ているというか、コーキングをしている外壁の間にあるコーキング剤の劣化によって、その部分からも雨水が浸入しているということでご報告を受けておりまして、その部分で屋根と外壁の全面張替えということで、今回予算を計上させていただきました。

合わせて、茶内歯科診療所の築年数は何年かということでございますけれども、茶内歯科診療所は昭和55年の10月に建っております、経過年数33年も経過しておりますが、こちらの方は一度、何年かというのはないのですけれども、外壁と屋根の部分かなり改修をしておりますので、今のところは経過をみたいなと思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 確認ですけれども予防接種、これは要するに接種券で接種出来ない医療機関があつて、その部分にかかる経費がこの助成費であつて、接種出来るのは上の委託料で見ているという理解でよろしいですね。解りました。コンピューターは了解しました。

茶内歯科診療所は今聞いてびっくりしたのですが、昭和55年ということで耐震化はどうなのかなという、ギリギリの年代なのかなとは思うのですけれども、いずれ外壁と屋根については改修を1回して、今のところは支障は出ていないと。何れは改築も含めてという話になるのかなと思っておりますけれども了解しました。一応答弁ください。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 茶内歯科診療所ですけれども、昭和55年に建っているということで、かなり老朽化しておりますが、内装の方も先生が少し改修していただいたという部分もありますし、外壁、屋根については一度大きく改修をしておりますが、全体的にかかなり老朽化というのは目立ってきている状況でございますので、所長含め今現在、診療にあたってらっしゃるのは林歯科医師でございますけれども、今後のことも含めて検討していきたいと、状況も見つめながら検討していきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 1点だけお願いします。

129ページ環境政策に要する経費の補助金、霧多布湿原エゾシカ対策事業補助、これも琵琶瀬自治会と確か昨年度聞いたと思うのですけれども補助金、エゾシカの防止柵

湿原を保護するための防止柵100万円、昨年も同様の補助が出されているかと思いませんけれども、電気木柵によるエゾカンゾウ等の植生の保護ということで理解はしているのですけれども、毎年このような形で補助を出していくという予定でいるのか。

というのは、電気木柵の設備というのは1年限りで使えなくなるということではないだろうと思えますけれども、その範囲を広げていこうというようなものもあるのかどうか。その辺のことについて説明をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。今回のエゾシカ対策事業補助100万円につきましては、事業費調べでも若干触れさせていただきましたが、この度設置するのは琵琶瀬地区ですけれども、こちらから行くと琵琶瀬橋を渡った向こう側の琵琶瀬地区ですけれども、そちらの方の延長でいくと1,900メートル琵琶瀬漁港の入口周辺まで、琵琶瀬川の方から琵琶瀬漁港の入口周辺のところまで約1,900メートル事業費150万円で、琵琶瀬地区自治会と湿原トラストNPO法人の方と共同で設置するという事で、この度要望があったもので、昨年度も仲の浜地区3,400メートル設置している訳でございますけれども、その効果もある程度見られてきているということで、今年度、新たに琵琶瀬地区自治会の方々も新規で設置したいという要望がございましたので、この度150万円の事業に対して100万円の補助を措置しようとするものでございまして、今後、これが新たに例えば新川地区、榊町地区の自治会の方からも要望があれば、それらも検討しながら設置するのかもしれないか、その辺も検討していきたいなと考えております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 内容的には理解しましたけれども、それはあくまでも、いわゆるエゾカンゾウの植生の保護という観点での設置というふうに、理解してよろしいのかどうか。他に産業への影響とかそういったものも含まれている話なのか。その辺、教えてください。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） この度の設置場所につきましては、既に設置団体である団体が環境省の方に設置の許可をいただいております。霧多布湿原エゾシカ対策事業補助の補助要綱というのがございまして、この補助要綱では霧多布湿原の保全目的ということで、当初要綱をつくって補助をしてきた訳でございますけれども、この度の設置

場所につきましては、議員おっしゃられるとおり、産業への一部影響も大きいということでございましたので、この要綱につきましても4月1日以降、改正しながら産業の為にも、これも補助していても良いのかなと考えまして、この度、予算を上げさせていただきますところでございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 2点についてお伺いいたします。

111ページの広域救急医療対策に要する経費ですが、これは137万円の計上がされております。実は私、初めてこの健康医療相談の電話をした経験を持っています。慌てたのですけれども電話の番号が解らない。それで広報ひもといたのですけれども、番号がないんですね。電話番号を知らせる訳にはいきません、みたいなコメントがついていたので、電話番号は広報に載っていないんだなと思って色々調べたら、ある広報の何月号だったかちょっと記憶にないのですが、0120の番号が大きく載っていました。それで掛けて相談したのですけれども、非常に懇切丁寧に解り易く話していただいて助かった訳ですが、その電話番号を家の中に貼っておくようなそういうことにはならないのでしょうか。みんな知っていますか。大体日曜日とか時間外だとかに結構慌てるんですね。そういう面でもうやっているのであれば宜しいですけれども。

それから131ページ、その他清掃に要する経費、それとダイオキシンの関係ですけれども、ここに撤去工事施行監理業務委託料というのは630万6,000円払っているんです。この内容ですね。それから希釈というのはどういうものなのか。解れば教えていただきたいと思います。さっきの答弁の中で洗浄をして3,000ピコグラムまで下げる、以下に下げてコンクリートで固めて処理するというのがあったのですが、これは液体のことをいっているのですか。それとも煤埃のことをいっているのか。

それから3,000とか6,000とかという基準は煤埃なのか、爆フィルターの煤埃なのかどうか。この辺り空中なのか水なのか色々あると思いますが、その基準を明らかにして欲しいということでもあります。実際に解体する時には、それぞれ分割して地元の業者も出来るようにやりたいという説明があったと思うのですが、ちょっとイメージとしてどういうことなのか解らないのですが、これは元受けの業者はちゃんとした資格を持った業者だろうと思うのですが、そういう点での資格が必要なのかどうか。このことについてお伺いをいたしたいです。

それから工事の期間ですが、6月議会の議決を得て6ヵ月以内にとすることは、年内に解体は終わるといような解釈でよろしいのかどうか。それから問題は跡地の対策だと思うのですが、多分いくらかダイオキシンが吸収されている可能性だってある訳ですから、こういう点での対策がどうなのかという事と、それからこれは前にも言いましたけれども、すぐそばに馬を飼っている人が居るとなると、健康管理の問題ではどうなのかという点では、お答え願いたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 131ページの旧じん芥焼却場解体工事に伴うご質問にお答えいたします。まず施工監理業務委託料でございますが、先程から申し上げておりダイオキシンを取り扱う解体工事という事で、それなりにそういう知識を持った方が現場を監理あるいは書類等の監理をしなければならないということで、町職員では、ちょっと難しいということもございまして、この度業者に委託することになっております。現場監理ということで、各進捗状況の確認は勿論のこと、その時々の方の方法といたしますか、やり方が最初に申し合わせしている通りやっているものかどうかということものを検査、立会したり、各種書類の確認審査これらが内容となっております。

先ほど解体廃棄物について、3,000ピコグラム未満にということでお話ししましたが、これは灰もございまして他の廃棄物等もございまして。それらを希釈してと申し上げましたが、場合によっては水でということもありますでしょうし、例えば砂などの色々なものを混ぜて、そういうことによって3,000ピコグラム未満にしてセメントで固めるというようなこととございます。工期でございますが、一応6ヵ月の工期ということで雪が降る前には終わらせたいということでございます。

それから跡地ですけれども、ダイオキシンでございますが、終わってからは勿論のこと、工事の最中も何回かダイオキシン調査はいたします。終わってからも跡地について、ダイオキシン調査をいたしますので、その際にはダイオキシンが基準値以下になるものと思っております、ということで周囲への影響はないものと思っております。

それと地元の業者でございます。もちろん元請は先ほども申し上げましたように、それなりのノウハウを持った、それから経験を持った業者、例えば作業においても作業員の特別教育などの実施をしなければならないとか、作業職者の選任ということで、これはどういう資格が必要なのか、それはちょっと資料がございませんけれども、その資格がいるようでございます。そういう方がきちんと用意できるような業者でなければ出

来ないということで、元請は町内では難しいのかなと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、例えば、上屋を掛けるのに足場を組んだりという仕事は、地元でもできるだろうということで下請ですね、元請けでは無くて下請に地元の業者を出来るだけ使っていただきたいということで、お願いしていきたくて思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 解体者の健康管理、これは例えば監理業務委託料というのは、630万円と結構な金額だと思うのですが、知識を持っている業者で対応するというお話なのですが、実際にダイオキシンというのは、空気中に飛散するという事になれば、空気中と土壌と、それからバグフィルターに付いた煤塵とこの3つくらいあるかと思うのです。そういう測定をしないと、後で問題が起きてくるのではないかと思うのです。風下に居るだけで相当な風評被害が出てくるようなしろものですね。

だから多分、酪農家の人達は、このダイオキシンについては非常に関心を持っていると思います。その点での対策に、この監理業務委託の部分をしっかり対応して取りかかったということが一番安心なやり方だと思いますので、その点については働いている業者に対する健康管理は、ここが持つのか、それとも発注元が持つのか、その辺り明確にしておく必要があると思うのですが如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 今回の解体工事のフローの中にもあるのですけれども、要は受注会社が業者ですから、業者が作業員の健康管理をなさいと。例えば血中のダイオキシン類濃度測定だとか、そういうようなものをなさいと定められておりますので、受注業者は勿論でございますが、それらの作業工程がきちんと決められたようにやられているかということを監理する為の、委託発注をするということでございます。

それから周辺に影響ということでございますが、それらの漏出がないように、先ほども申し上げましたが完全に密閉します。更には洗浄水等も外部に流れないように方策を取りますので、極力そういう外部に漏れないように細心の注意を払って作業をするという工程になっておりますので、そのとおりに行えるならば外部には漏出しないものと思っております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 空中だとか水中だとか、そういうものについては、あるいはバ

クフィルターについては、ちゃんと言うという答えですから解りました。

もう1つは跡地利用というのは考えられていないということですね。これは多分説明があって、あそこは傾斜になっていますから、きちんとしなければならないということで、それに結構お金が掛かるよという話をされたと思うのですが、そこを利用して何かをやるとか建てるとかという事は考えていないと、撤去したままの状態ですぐ更地にしていくとどうですか、土砂崩れが起きないように対策は取るけれども、そういうふうにするということでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 議員さんおっしゃるとおり跡地利用については、今のところ計画ございませんので、きちんと整地をさせていただきます。勿論ダイオキシンは工事完了後も土壌についても測定しますので、多分安全な数値が出ることを信じておりますけれども、そういう事も漏出がないようにすることと、土砂崩れ等も起こらないように、この設計の中で見ておりますので、その辺は大丈夫だと思っております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

川村議員。

○7番（川村義春君） 1点だけお聞きをします。環境政策に要する経費で、今から4年くらい前だと思うのですけれども、霧多布湿原の琵琶瀬、仲の浜地域にエゾカンゾウとの食害調査ということで、3カ所ほど鍍鉄管で囲った調査をして来たと思います。それで3年間は道の補助金をもらってやってきたのですけれども、去年は道の補助金がなくて単独でも調査をするということでありました。その結果というのは、出ているのかどうかをまず聞きたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 3年間の調査結果、現在湿原に設置しています、モニタリング調査用の枠3カ所だったと思うのですけれども、その調査につきましては、係の者が単独で、食害があったか、ないのかの調査を昨年1年間続けさせていただいております。これにつきましては、一定程度の調査が終えたという事で、本年度中に今雪が融ける前に撤去するという方向で考えております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今の答弁で良かったのですけれども、調査の結果としては、食害は囲った部分については無かったということで認識していいですね。合わせて先に答

弁があったのですけれども、いつまで続けるのかなという思いでいたんです。景観上やはり良くないですし、鑄鉄管で囲ったものについて、いつまで置くのかなということで気になってはいましたので、その部分をお聞きしたいなと思ったのですけれども、今年度中ですか、それとも26年度中ですか、その辺もう一度お願いします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 撤去については、今、春先ある程度凍結して行きやすい状態と、取れやすい状態を見ながら、4月になるか5月になるか、その辺を目処に撤去したいなと考えております。

○議長（波岡玄智君） 5番成田議員。

○5番（成田良雄君） それでは115ページと、123ページにかかわることでございますけれども、町長の執行方針の中で、健康で生き生きと暮らせることが全ての町民の願いであると。それで生活習慣病というものの為の、健康に関する情報の普及啓発や予防接種の充実が求められていますので、まず先ほど1番議員も質問したかと思えます115ページ予防接種ですけれども、色々な予防接種があります。自分の健康は自分で守るのが基本でございますけれども普及も必要でございます。今年もこういう委託料が予算化されておりますけれども、やはり去年よりは今年、今年よりは来年というふうに、町民一人ひとりが病気の予防をしていくことが大事かなと思います。そういう意味で予防接種においても、去年の状況と今年はこのように推進していくということをお願いしたいなと思います。その中で65歳以上の新規に5歳刻みの高齢者肺炎球菌予防接種が実施されます。それと新たに子供の水ぼうそう予防接種も定期接種となりました。今後どのように我が町としてやっていくのか。その点お願いしたいということと、123ページの検診等委託料、そして同じく125ページの乳幼児健診等委託料計上されておりますけれども、これも去年はこういう状況であったと、そして今年はこのように町民に普及啓発をしていくという行動、目標なり計画を答弁をお願いしたいなと思います。

また、執行方針も書いてございますけれども、新型インフルエンザ我が町でも、今年学校閉鎖などもありましたけれども、この対策行動計画を策定していきますと、このように述べておりますけれども、この点についても詳しく答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 115ページの感染症予防に要する経費、予防接種につきまして普及啓発などについて、去年と今年の状況、今年よりも来年ということで今年度の状況と来年度の目標についてご説明をしたいと思っております。お子さんたちを対象にした定期接種につきましては、年齢層で対象者の方に個別に通知をいたしまして、そして接種券を持って医療機関に行ってお受けいただくという方に、実施をいたしております。

そして毎年毎年、その接種歴を確認いたしまして請求書が来ますので、受けたかどうかという確認ができますので、各事業乳児健診でありますとか一歳半、三歳児健診などの際に常時予防接種のスケジュールと、それから接種を受けましたかというような確認をしながら、接種のお勧めをして更に年度末には、その方たちがきちんと接種をしているかという確認をしまして、確認をした上で受けていない方に電話で受けてくださいという勧奨をしておりますので、ほとんどの方が受けていらっしゃるという状況です。

高齢者のインフルエンザの予防接種につきましては、希望とされる方は直接医療機関に申し込んで受けに行ってくださいという方法をとっておりますので、予防接種を希望されている方は漏れないように、防災行政無線等で何度かお知らせしているというところでございます。今年より来年とか、そういうことではなくて例年、毎年のように予防接種、定期の子供の予防接種についてはきちんと受けていただくように、それで高齢者の予防接種につきましては、希望する方がきちんと受けられるようにということで、普及啓発活動を行っているところでございます。26年度の新規事業としまして65歳以上の肺炎球菌のワクチンの予防接種と、あと小児の水ぼうそうの予防接種というのが国の事業としまして定期接種になります。それで秋頃からの開始とされておりますけれども、肺炎球菌につきましては、65歳を初めとした65歳、70歳、75歳、80歳という5歳刻みの年齢対象の方にご連絡を差し上げて、その中で希望された方に接種券を送りするというような形になるかと思っております。

水ぼうそうの定期接種につきましては、今まで定期といいますか決まった接種ではなくて、任意の予防接種といたしまして、希望される方が医療機関で自己負担で受けるという形になっておりましたけれども、これが定期の予防接種になりまして、1歳から2歳の間の方が先ずは無料で医療機関で受けられるという形になります。この方たちに対しても個人に通知をいたしまして、接種券を送付するという形になるかと思っております。

123ページの検診委託料につきましては、皆さんのお手元にも届いているかどうか

解らないですけれども、昨日か一昨日特定健診のお知らせということで総合検診としまして特定検診血液検査ですね、それと胃の検診、肺の検診、大腸がん検診ということで、全部合わせた中で総合検診として実施しておりますが、個別に通知をするということと、国民健康保険の方について個別に世帯に通知をさせていただいております。その他に社会保険の方は、職場での職場検診を受けていただくというのが基本になっているのですけれども、社会保険の方でも、うちの町はきちんと受けられない環境の方もいらっしゃるのかなということで、いずれはその方たちも国民健康保険に帰ってくる方たちでありますので、国民健康保険の医療費の抑制のためにも検診をきちんと受けていただくという形で、40歳以上の5歳刻みの方に検診を無料で実施しておりますので、職場で検診を受けられない方は、町の助成で検診をきちんと受けてくださいという形で、検診を実施しているところでございます。本年度もそのように実施しまして、来年度も同じように検診を実施して参りたいと思っております。

124ページの乳幼児健診ですけれども、乳幼児健診につきましては、この委託料は妊婦検診の助成の部分も入っております、委託料と報償費の中で乳幼児健診の医師の謝金という部分が含まれております。この2つ中で検診を運営させていただいておりますけれども、乳児健診につきましては、日赤の小児科の先生に2ヵ月に1回来ていただきまして、全ての方に個別通知をしまして、経過が必要な方には再度呼び出しをするなどの形をとって実施をしております。

それと一歳半、三歳児検診につきましては、町内の医療機関の先生と、あと歯科医師の方たちをお願いをしまして検診を実施しているところでございます。いずれにしましても検診でも漏れがないように個別通知をいたしておりますけれども、個別通知をした上でも受診のない方に対しましては、保健師が電話確認をするだとか、必要な際には、家庭訪問をして状況を確認しているという状況でございます。皆さんが検診を受けていただくように、また漏れがないように全てを確認しているところでございます。本年度も来年度も同じように進めていきたいと思っております。

新型インフルエンザの行動計画につきましてはのご質問がございましたけれども、新型インフルエンザは行動計画が、今、国が定められて北海道の行動計画も定められたところでございます。それに基づいて町の計画も立てるよということに義務となっております。新型のインフルエンザが流行した際には、町としてどのような対応をとるのかということ、担当課だけではなくて、町全体の中でどのように対策を練っていくのか

という事の行動計画を、今、策定しているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 担当課長さんの方から詳しく説明をいただきました。本当に親切丁寧に啓蒙啓発も素晴らしくしております。また検診の通知も僕の手元にも来ております。やはり何をするにも健康が第一でございます。自分もドクターヘリに乗って運ばれた経験から、本当に命というものは一番大事かなど、何をするにしても健康が第一と思います。

今後、子どもから大人までどうか福祉課が中心になって1人でも多く検診を受けてもらいたいと思いますし、そういう意味で福祉課の課長さんの見解で結構でございますけれども、浜中町においてこういう面、多くの方が検診なり予防検診をして、皆そうですけれども、特にこういう病気が多くてこういう検診を特にしていただきたいということがあれば、ご答弁をお願いしたいと思います。それに向けて自分もやはり、町内会においてもしっかりと啓蒙啓発をしていきたいと思いますので、その点ご答弁をあればお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 検診の結果について、どのような病気が多いか死亡率もそうですけれども、浜中町は医療費が非常に安い町でございます。道内でも下位から数えて3番目か4番目かということで、ずっと経緯をしております。

検診の結果につきましては、近年とても太っている方が増えてきております。肥満度の高い方が凄く増えてきておりまして、その割には糖尿病になる方が割と少ない町です。それはどうしてかということ働いて動いてらっしゃる方が多いということです。

ただ最近あまり動かなくてもいいように、色々機械化とかということがありますので、そうすると糖尿病がこれから非常に増える予想があります。糖尿病が増えると腎臓が悪くなって腎臓病、透析になる方が凄く増えるという、あちこちでそういう現象が起きているのですが、透析が増えると医療費がかなり掛かって皆さんへのご負担が多くなるということで、是非これを食い止めたいということで、特定保健指導と言いますけれども、特定検診を受けた方で肥満度が高い方、それと血圧と血中の脂肪が多い方などを対象にした特定保健指導というのを行っておりまして、この保健指導によって体重を減らすとか検査の結果を良くするというような保健指導をしているのですけれども、先のことがやっぱり中々皆さん見えないので、今の生活を中々注意するというのを出来ない方が

多いので、その辺を皆さんに、このままそういう生活を続けていると、そういう病気になる恐れがありますよということは是非認識していただいて、ちょっと体重が多い方がありますとか、血液検査の結果がちょっと異常値になっていますよという方は、その辺に気をつけていただければ宜しいのかなということで、今一番問題とされているのはそこだと思います。

あと他にがん検診などで胃ガンが少し多い時期もありましたけれども、がん検診を受けてらっしゃる方が、がん検診で発見されて手術をされる方がかなり多いので、何のがんで亡くなっている方が多いということは、特にそういう傾向は見られないというふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

次に、第5款農林水産業費の質疑を行います。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 155ページ町有林整備事業に要する経費の委託料ですけれども、拡大造林事業委託料20.8ヘクタール、下刈事業委託料61.02ヘクタールという事でありましてけれども、157ページにある委託料のヘクタール数、それを具体的に教えていただきたい。間伐事業委託料とか地拵事業委託料、複層林の委託料、これについて何ヘクタールということで、それぞれヘクタールで去年は示していただいたと思いますので、それを教えていただきたい。

それと町有林の作業道の整備事業委託料ですけれども、この場所が何処になるのか。何林道になるのか教えていただきたいと思います。

それと161ページの鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業従事者報償、それとその下の委託料のエゾシカ等有害駆除委託料、これらに関しては町内の猟友会の皆さんの努力によって毎年適正管理に向けて駆除をいただいているところでありますけれども、私、最近ずっと湿原とかその辺を見ますと、一向に減ったという状況にあるように見られない訳であります。この事業については継続していただく他に、シカ肉の有効活用なんかを図る為に町内加工業者などと提携しながら、湿原内に群がるエゾシカを適正管理する為の囲い罠なんかを考えられないかどうか。その辺をお聞きしたいなと思っております。

それと昨年、一部で多摩動物園にライオンの餌として40キロを毎月送っているということでしたが、それは餌として十分可能だったのかどうか。その辺、お聞きをしておきたいと思っております。

それと165ページの水産振興に要する経費の、負担金補助及び交付金の中の補助金ですけれども、水産物付加価値向上事業補助と小さい15万円の額ですけれども、この内容についてお知らせください。

それと167ページ産業振興資金貸付金、浜中漁協、散布漁協にそれぞれ浜中漁協で8件の960万円、散布漁協6件の854万5,000円とありますけれども、どういう機器を貸付するのか。内訳が解れば船外機とか乾燥機の機械だとかとあると思いますが、それをお知らせいただきたいと思います。

最後になりますけれども169ページ、漁港管理に要する経費ですけれども、これの需用費の修繕料で予算説明の中で、ここで良かったのかどうか解りませんが、琵琶瀬漁港の航路の浚渫というふうに聞きましたけれども、水門から橋の間なのか、橋から上流の奥琵琶瀬側なのか、右側の小島さん側の方の浚渫をするのか。その辺をお知らせいただければと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） まず1点目の155ページから57ページの、拡大造林の関係、それぞれの委託する事業の関係の事業量の説明になりますけれども、まず拡大造林から順に155ページの中で行きますと、議員おっしゃられましたように、拡大造林事業の委託は20.8ヘクタール、下刈事業委託料は61.02ヘクタール、それから157ページの方に行きまして、野そ駆除の委託料、そこは散布する面積ですが189.92ヘクタール、次に除間伐事業の委託料になりますが、これについては14.0ヘクタール、それから地拵事業委託料これにつきましては20.8ヘクタール、複層林整備事業委託料は6.68ヘクタール、町有林作業道の整備委託料ということで、これは作業道ということで実際に間伐ですとか、そういったものを搬出する為のものですけれども、1カ所で事業延長としましては850メートル、場所としましては、熊牛地区にあります町有林の所に設置する予定であります。

同じく157ページの林道の補修の関係ですけれども、これにつきましては林道の2路線を予定しております。奔幌戸林道の1,133メートルこれについての補修、それから路面排水といいますか、傾斜地に雨が降った場合に洗掘されないような方法をとるものの排水路面処理といいますか、それを9カ所設置する予定であります。

それからもう1路線は本六番沢林道、こちらの方の1,230メートル、これを補修する予定にしています。路面排水の施工としても10カ所、この部分も予定していると

いう事業内容になっております。

続きまして、161ページのエゾシカ関係の部分になりますけれども、ここにつきましては、昨年の6月緊急対策事業ということで、ハンターさんのそれぞれ捕獲に対する費用の軽減措置ということで取り組まれて、その甲斐もありまして平成25年度中の駆除頭数2,192頭ということで、例年よりは500頭以上増になったという実績がございます。ただ、議員おっしゃられるように湿原内に依然としてシカがというようなところは感触としてですが、今後、緊急対策事業も25年から27年ということで、3年継続してやるということになりますので、その辺では今後も捕獲頭数ある程度見込んでいきたいと思いますので、そういった経過の中で果たして全体の個体数が適正に管理されていくかどうか、その辺のところも今後見ていかなければならないなと考えているところであります。

それから、有効活用の部分で触れられておりましたけれども、多摩動物園の方には、昨年も数回に亘り色んなシカ肉の処理した部位を動物に給餌するので、こういったものが良いのかなと色々と検討しております。その中では比較的脂肪分の少ないような肉、部位そういったものを給餌するというのが適当かなというような、ある程度の答えもいただいております。

それはどういったものかといいますと例えば、冬場の餌の無い時期の、言い換えれば痩せたような脂肪分の余り付かない時期に、捕獲したものを動物に給餌するのが一番脂肪分の除去ですとか、そういった手間がないということもありますので検討した中身では、そういった状況にあるという事でお知らせといいますか、検討の経過になっております。

あと囲い罟の関係ですけれども、湿原の中ということもありますし、その辺の色んな許可の部分もあると思いますけれども、一部環境省の方では釧路湿原の方の囲い罟ということで、実施している経過もありますので、その辺のところは何がしかの色々な対策を取る中で湿原の中の囲い罟というの、考えられないことはないのかなと思いますが、現在のところどういった形で、どの辺の場所を、どういった規模で、というようなところまでの検討は、まだされていない、以上のような状況になっております。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） まず1点目の水産物付加価値向上事業補助の件でございます。この事業補助につきましては、散布漁協が単独で実施します毛ガニ等の消費PR活動を支援する為の補助となっております。

この事業の内容につきましては、まだ日程は決まっておりませんが、2月から3月にかけて、札幌市内のコープさっぽろにて毛ガニなどの消費拡大のPR活動販促活動などを予定しております。品目については、毛ガニ、あさり干し魚類、昆布などを予定しております。総事業費60万円、その25パーセントの15万円を補助しようとするものであります。

次に2点目の産業振興資金の関係でございますが、まず浜中漁協関係につきましては、レーダーが2件で360万円、船外機が1件で100万円、洗浄器1件で50万円、ソナー1件で300万円、あと魚探ほかの機器関係で3件で150万円となっております。散布漁協につきましては、レーダーが2件で420万円、昆布のポンプが1件で40万円、船外機が3件で394万5,000円となっております。

3点目の修繕料の関係でございますが、総額282万6,000円のうち琵琶瀬漁港の浚渫につきましては200万円を予定しております。橋の上流部に臨港道路がございますが、その上流部200メートルの間におきまして、6名の方が利用しております。その航路を全部浚渫出来れば宜しいのですけれども、金額的にも問題がありますので、その6件利用できる利用者の船を係船する部分20メートル程度と、あと航路部分で特に支障となっている部分を浚渫する予定となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 155ページについては理解をいたしました。

それからエゾシカの関係でございます。実績は25年2,192頭ということで500頭以上、前年から増えたということで、そういう実績があったんだと改めて思いました。効果は非常に良かったなと思っております。それで今度、適性管理について3年間続く事業だということでもありますから、それを見極めたいというお話だと思います。私は実際見まして、私の家の裏辺りに固まって寝ているんですね。そういう部分が昨年からずっと同じような状況で、特に減っているなという感じを見られなかったものですから、そういった意味では湿原内の植生への害だとか、あるいは交通安全面、あるいは生産物に影響を与えるというような部分も出てきますので、それであれば今現実的に実施している電気柵もやっていますけれども、囲い罫で適正管理が出来ないのかなというようなことでのご質問です。それで囲い罫についても色々調べてみますと、色んな情報がありますね。それで湿原内についてもやっている事例もあります。

ですから、そういったことで快適に出来るのであれば、町内のエゾシカを加工してい

るところに持って行って養鹿か何かしてもらって、その肉を有効活用出来ないかなと、こんなことで提案ですけれども、そんなことを考えていただきたいなという思いを込めての質問であります。そんなことで是非、そういうことが出来る可能性があるのかどうかを改めてお聞かせをしていただきたいなということで、今のところは場所等の部分についても検討されてないということですから、今後そういうことについて検討されていくのかどうか。その辺をお聞きさせていただきたいと思います。

それから、水産物付加価値向上事業の補助ですね。散布漁協の毛ガニ、あさり、昆布等の消費拡大、これをコープさっぽろで2月から3月に行うということで、これについても大いにPRをしていただきたいということで理解を致しました。

それから散布産業振興資金貸付金に要する経費でありますけれども、早口だったのでもう一度ゆっくり説明してください。レーダー2件でいくらかと、ちょっとメモが取れませんでした。申し訳ないのですが、その辺だけひとつお願いをしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今議員おっしゃられたように、湿原の中も色々と食害等あるということで実態としては、また頭数も目に見えて減っていない状況の中で、今後の取組みということですが、囲い罟の部分につきましては、先ほども申しあげましたけれども、今後の取組みとして、もし手段のひとつとして出来るものであれば色々と、その部分も場所等含めて検討してみたいということでもあります。また囲い罟の設置等、色々な交付金事業等もエゾシカ食害有害鳥獣対策の中でもあると思いますので活用出来れば、そういったものを活用しながら、その辺の対策という部分も検討してみたいなと考えております。

また養鹿ですね、その辺のところは町内では今のところ捕獲したものの解体をしながら、それを有効活用するというような個人的な取り扱いの部分になりますので、今のところ養鹿という部分までは具体的に出来ないなかと、もし仮にやるとしましたら、管内にも生体のまま捕獲したものを搬出して養鹿するという事業所もありますので、もし近いうちに養鹿生体のまま捕獲したというものがある場合に、そういった管内の養鹿の施設とか事業所ですとか、そういったところへの搬出も検討しながら、その辺の取組みも進めていきたいなと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 早口で申し訳ありませんでした。再度お答えいたします。

浜中漁協についきましては、レーダーが2件360万円、船外機1件で100万円、洗浄機1件で50万円、ソナー1件で300万円、魚群探知機1件50万円、昆布プレス機1台50万円、昆布の乾燥機用の昇降機50万円、合計で8件の960万円となっております。

次に散布漁協ですけれども、レーダー2件で420万円、昆布のポンプ1件で40万円、船外機3件で394万5,000円、合計6件で854万5,000円となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） ありがとうございます。1件だけエゾシカの関係ですね。養鹿の関係ですけれども、囲い罟をやるとすれば、絶対的に将来的に囲い罟をやろうということになると、生きたまま捕獲する訳ですから、それをその肉を利用するとなると、すぐ屠殺して使うというようなことではなくて、その肉の品質を変えとかということ、養鹿が必要だと聞いているものですから、町内でそういう加工を、もし囲い罟をして実際にやると言った場合に、そういうことも含めて考えなければうまくないよと、うまくないという言い方変なのかは解りませんが、合わせてそういうことも含めて検討していただきたいなということですので、その辺だけもう一度お願いします。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今、議員おっしゃられたように囲い罟でやるということは当然、生体捕獲ということになりますので、その搬出先というものが今後、定着と申しますか、そういった対策を恒久的に取り扱うということになってきますと、当然、町内に個人でも事業所もそうですけれども、そういったところがあればより囲い罟の設置で捕獲するということには有効な手立てになると思います。

私、先程申し上げたのは、ここ近々に囲い罟でやった場合の搬出先としては、まだ町内はないので管外でもそういう養鹿の事業所がありますので、当面はそちらの方に搬出しながら囲い罟の有効性ですとか、そういったところも含めて検討していくということになろうかなと感じております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 水産関係でお願いします。最初は163ページの漁業後継者育成対策事業補助106万円の件です。この内容を説明してほしいと思います。

次の165ページの、魚種選別機整備事業補助ということですが、これは何処で使う

選別機なのか。魚種は何を選別する選別機なのかです。これを説明して欲しいと思います。

3つ目が167ページで、栽培漁業に要する経費で、水産多面的機能発揮対策支援事業負担金ということですが、これは毎年名称が変わってくると思うのですが、雑草駆除の補助事業かなと思うのですが、この補助事業の内容について説明して欲しいと思います。それから、その下の補助金でチカ増殖事業補助、それから釧路管内水産種苗生産センター運営費補助、マツカワ種苗購入事業補助、これについて詳しく説明して欲しいと思います。

最後ですが、173ページの海岸整備事業に要する経費の霧多布港海岸陸開改良事業負担金、これは陸開は確か4ヵ所あったと思うのですが、全部について同じような補修事業をするのかどうかです。その辺を説明していただきたいと思います。以上よろしく。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） まず1点目の、水産行政に要する経費の漁業後継者育成対策事業補助の内容でございますけれども、これにつきましては漁協青年部補助15万円の2漁協分、おそれと女性部活動費補助3万円の2漁協分で6万円、合わせて36万円。それと漁業研修所の総合研修受講者50万円の70%35万円の2名分で70万円、合わせて106万円となっております。

次に、魚種選別機整備事業補助370万円でございますが、これにつきましては、浜中漁協が事業主体となって実施するもので、魚種につきましてはサンマ、イワシ、サバこれらの3種類を選別する機械となっております。総事業費につきましては1,480万円の25%ということで370万円となっております。

次に、水産多面的機能発揮対策支援事業負担金でございますけれども、26年度につきましては、雑草駆除関係で浜中地区が4段階で72ヘクタール総事業費3,000万円、散布地区につきましては2団体で36ヘクタール事業費1,500万円、干潟保全事業ということで、浜中地区一団地で、アサリ礁の関係ですけれども10ヘクタールで190万円、散布地区につきましても、一団地で30ヘクタール事業費730万円、事業費の合計と致しまして5,420万円となっております、これの25%で1,355万円の補助となっております。

○議長（波岡玄智君） 本日の会議時間は議事の都合によって、あらかじめ延長します。

○水産課長（戸井洋典君） 次に、種苗センターの運営費補助の関係でございますけれ

ども、種苗センターの運営費5,890万円となっておりまして、浜中漁協につきましては負担割合が15%、その10%といたしまして88万3,500円の補助となっておりますが、前年度繰越金が1万3,000円ございまして、合計で87万500円、散布漁協につきましては、運営費全体で5,890万円、負担率が17%その10%ということで100万1,300円、それに前年繰越分がございまして、差引98万6,300円の運営費補助となっております。

次に、チカの関係でございませけれども、これは散布漁協が実施するもので孵化盆1,000枚、1枚当たり450円で45万円、チカの親ですけれども、これを500キロ1キロ当たり100円で5万円、これは野付より購入する予定となっております、全体事業費50万円の25%で12万5,000円となっております。

次に、マツカワ種苗の購入事業でございませが、これにつきましては、釧路管内の栽培漁業推進協議会において、交流事業を実施するというところで決定しておりまして、伊達事業所から8万尾購入予定となっております。全体事業費で960万円となっております、そのうちの負担分として浜中漁協が71万8,000円、その50%ということで35万9,000円の補助、散布漁協につきましては、負担分が49万8,000円、その50%で24万9,000円、合計で60万8,000円の計上となっております。

次に、173ページの負担金の関係でございませが、これにつきましては陸圃5つございませ。この全て同様の改修をしようとしているところであります。以上でございませ。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 最初の漁業後継者育成対策事業補助ということで、漁協青年部あるいは女性部への活動助成ということと、北海道漁業研修所への支援補助ということで、1人50万円に対しての70%、70万円補助をするということです。それで私12月議会だと思っておりますけれども、Uターンしてくるそういう漁家の息子たち、都会には出たけれども戻ってくるという、後継者として相応しいかなと思っておりますけれども、長いこと仕事を離れていた事から、とても苦勞するということで、年明けから実際に戻ってもう船に乗っている若者も居るし、また4月になったら戻ってくる、そういうUターン者も居るわけで、そういう人達に何か町として援助できないかと、例えば年に1回何処かで漁船の免許を取る時には、そういう補助だとか、漁業研修場を作るまでもなく

そういう要望が組合を通してでもあれば補助して頂くという、そういう考えが今回の予算の中にはあるかどうかということが1点です。

それから165ページの、魚種選別機整備事業補助ですが、これは浜中漁協の水産加工場で資料する選別機という理解でよろしいですか。解りました。

その次の水産多面的機能発揮、これは雑草駆除の事業と主にそういうことかなと思ったら、4団体で72ヘクタール、2団体で36ヘクタールということでは言われましたが、この大きな面積の分が雑草駆除の部分と考えてよろしいですか昆布の。うなずいてくれたのでそうだなと思うのですが、それで行きますと、今まで散布漁協の雑草駆除にかかわる面での手出し分というのは、ずっと無かったと思うのです。今回散布漁協のこれらに対して、予算内で納まらないで自分達もお金を出して負担してやるのかどうか。その辺のところ散布漁協と浜中漁協の場合、自前でできているのと自分たちでも負担金を出してやる事業なのかどうか。その辺ちょっと区別して説明していただければありがたいと思います。それからチカの増養殖事業というのは以前あったのですが、あるいはマツカワ種苗購入事業補助というの、ここ数年に亘って行われている事業なのか。そしてまたやって取組むということはこの間ですね。これらの養殖事業というのが成果を上げているから、やっていることなのか。その辺のところも説明していただきたいと思います。

最後に霧多布海岸陸閘ですね。防潮堤の車の出入りする所の陸閘、これを5カ所ともやるというのですが、見てみたところコンクリートも崩れることなくしっかりしている部分と、それから閉じた時に隙間のあると思われる所あるわけですが、例えば1番昔の日東捕鯨のずっと向こうの1番端のところでは、この前の3.11の津波の時に隙間があつてずっと水が漏れて、藻が相当遠くまで飛んでいったように見えたところもあったのですが、それぞれ5つの陸閘に差があるような気がするのですけれども、今回やる工事というのは、一様にこの部分を特に一斉にやるんだということなのかどうかですね。それで6,040万円というのですが、全体の事業費が幾らで、幾らくらい掛かるんだと、それは今年中にできるものなのかどうか。その辺説明をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） まず1点目の免許の関係でございますけれども、今年度の予算につきましては、漁協からそういった要望ございましたので、この中には盛り込んでおりませんが、要望があれば今後、検討していきたいと思っております。

ろでございます。

次の、水産多面的の雑草駆除の関係でございますけれども、散布漁協関係につきましては、この事業で十分足りているということで議員おっしゃいますとおり、組合の持ち出しはございません。浜中漁協につきましては、この補助まだ拡大はできるのですけれども、漁業者自体がこれ以上取り組むというのがもう困難であるということなので、業者に委託している部分がございます。その部分については、組合員の負担が生じているというところがございます。

それとチカの関係でございますけれども、これは散布地区でございますが、蓮チカというブランド化を図っておりまして、それらの売れ行きが好調だということで生産の増大を図りたいということで取り組んでいるところがございます。マツカワにつきましてもまだ浜中・散布に関しては、水揚げ自体はそんなにございません。あるのはやはり白糠、釧路方面のシシャモの関係での漁獲がかなりを占めております。

ただ、昨年の7月にこの放流した親から天然によりまして、再生産されたであろうという稚魚が浜中湾で4尾捕獲されております。これはマツカワの放流事業で初めてであるということなので、大変貴重な天然の再生産ということで注目されておりまして、今後も調査研究をしていきたいということでございます。

最後に陸閘の関係でございますけれども、これにつきましては、堤体とかコンクリート部分はさほど傷んでおりません。今回改修しようとするのは、それを動かす捜査のシステムです。今のパソコンを使ってやっていますけれども、パソコン自体がもう耐用年数を過ぎていますし、OS自体がもうメーカーの保証がされないというものでございますので、それらを改修しようとするものであります。

議員おっしゃいました水漏れといいますか、それにつきましては、陸閘の1から4までは縦だけの水密ゴムというのが入っています、ピタッとくっつくように。それは取り合えず4カ所全部改修します。陸閘の5につきましては、縦と横がありまして、まだ陸閘の5につきましては、新しい物でありますので、その必要はないということで、1から4までのゴムは改修して水漏れを起こさないようにする予定でございます。

以上でございます。

◎延会の議決

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎延会の宣告

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

（延会 午後 5時14分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員